

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年12月24日

【事業年度】 第8期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社キャンディル

【英訳名】 CANDEAL Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 晃生

【本店の所在の場所】 東京都新宿区北山伏町1番11号

【電話番号】 03-6862-1701(代)

【事務連絡者氏名】 取締役(管理管掌) 藤原 泉

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区北山伏町1番11号

【電話番号】 03-6862-1701(代)

【事務連絡者氏名】 取締役(管理管掌) 藤原 泉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	11,959,414	12,239,576	13,167,457	12,264,654	11,220,318
経常利益 (千円)	285,811	345,004	453,151	429,775	36,650
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	112,263	171,379	247,876	191,702	72,823
包括利益 (千円)	112,728	170,703	247,772	191,126	72,823
純資産額 (千円)	2,452,628	2,856,034	3,154,069	3,396,252	3,260,895
総資産額 (千円)	7,045,832	6,742,183	6,854,473	8,402,589	7,366,592
1株当たり純資産額 (円)	253.85	282.56	304.42	316.81	304.07
1株当たり当期純利益又は当期純損失( ) (円)	11.71	17.66	24.26	18.50	6.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	16.77	23.43	18.05	-
自己資本比率 (%)	34.6	42.1	45.9	40.4	44.3
自己資本利益率 (%)	4.8	6.5	8.3	5.9	2.2
株価収益率 (倍)	-	36.8	29.3	36.6	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	526,088	147,056	595,168	449,672	35,518
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,256	31,752	79,695	106,117	93,732
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	279,231	228,043	351,838	1,521,659	725,820
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,379,948	1,267,212	1,590,221	3,455,435	2,600,363
従業員数 (名) 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	601 〔827〕	618 〔835〕	629 〔892〕	606 〔810〕	564 〔721〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第5期については、当社株式が、2018年7月5日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場したため、新規上場日から第5期連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また第8期については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 株価収益率については、第4期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第8期については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は2018年3月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
営業収益 (千円)	789,600	1,124,318	1,205,518	1,247,290	1,131,180
経常利益 (千円)	103,219	234,781	226,096	223,162	130,006
当期純利益 (千円)	17,464	160,734	112,162	132,309	73,594
資本金 (千円)	340,000	456,852	497,042	558,637	559,537
発行済株式総数 (株)	48,002	5,028,200	10,327,800	10,720,200	10,724,200
純資産額 (千円)	2,324,026	2,717,463	2,879,889	3,063,255	3,074,316
総資産額 (千円)	5,418,934	5,232,694	5,104,151	6,694,883	5,989,659
1株当たり純資産額 (円)	240.45	268.78	277.87	285.75	286.67
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	8.00 (5.00)	6.00 (3.00)	6.00 (3.00)
1株当たり当期純利益 (円)	1.82	16.56	10.98	12.77	6.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	15.73	10.60	12.46	6.83
自己資本比率 (%)	42.6	51.7	56.2	45.8	51.3
自己資本利益率 (%)	0.8	6.4	4.0	4.5	2.4
株価収益率 (倍)	-	39.2	64.7	53.0	83.0
配当性向 (%)	-	-	72.9	47.0	87.4
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	25 [-]	60 [4]	59 [5]	62 [6]	53 [1]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	( )	( )	110.2 (89.6)	106.0 (94.0)	90.0 (119.9)
最高株価 (円)	-	1,850	808 (1,788)	1,010	708
最低株価 (円)	-	1,229	668 (795)	326	491

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が、2018年7月5日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場したため、新規上場日から第5期事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第4期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第6期の1株あたり配当額8円は、2019年9月1日付で行われた株式分割前の1株当たり中間配当額5円と当該株式分割後の1株当たり期末配当額3円を合算した金額となっております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり中間配当額は2.5円、年間の配当額は5.5円であります。
5. 当社は2018年3月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 当社は2018年7月5日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第5期以前の株主総利回り、比較指標については記載しておりません。
7. 第6期の株主総利回り算定における株価並びに1株当たり配当額は、2019年9月1日付で行われた株式分割を考慮し、分割後の金額で算定しております。
8. 最高株価及び最低株価は、2019年12月18日以前は東京証券取引所マザーズ、2019年12月19日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、当社は2018年7月5日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。また、当社は2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第6期の株価については株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を記載しており、( )内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

## 2 【沿革】

当社グループは、建築業界内の人手不足を解消し、現場の生産性向上に寄与するサービスを手掛ける企業同士が集まり発展してきた企業集団であります。その中で、当社は各連結子会社が有する事業基盤を活かしつつ、グループ全体としての連携及び成長を促すための企業統治、管理を行う持株会社であります。

由来は、1995年、代表取締役社長である林晃生が、住宅建材に発生したキズをリペア（補修）するサービスを提供するために株式会社バーンリペア（以下「旧株式会社バーンリペア」といいます。）を設立したことに始まります。その後、リペア（補修）サービスに関連する複数の企業が旧株式会社バーンリペアの子会社となり、持株会社制度を導入して形態を変えながらグループを形成してまいりました。

### ・株式会社キャンディルについて

グループ経営を強化するために、2011年4月に持株会社として株式会社バーングループ（注1）を設立し、同年10月に株式会社バーンホールディングス（以下「旧株式会社バーンホールディングス」といいます。）に商号変更しました。2014年8月に新たに株式会社BH（注2）を設立し、同社が同年9月に旧株式会社バーンホールディングスの全株式を取得しました。

その後、2015年4月に旧株式会社バーンホールディングスを吸収合併したことで事業活動を全面的に継承し、商号を株式会社バーンホールディングスに変更しました。2016年10月に、再び商号を株式会社キャンディルに変更し、現在に至っております。

### ・当社の子会社について

2011年4月に株式会社バーングループの子会社として設立された株式会社BRが、林晃生から旧株式会社バーンリペアの株式を取得しました。その後、2011年10月に株式会社BRが旧株式会社バーンリペアを吸収合併して営業活動を全面的に継承し、株式会社バーンリペアに商号を変更しました。また、同年10月に旧株式会社バーンリペアの子会社であった株式会社ケーエスエム（現株式会社キャンディルテクト）及び株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン）を株式会社バーングループの子会社にしました。

2015年3月に株式会社ア・フィックの全株式を取得して子会社とし、2015年11月にはレイオンコンサルティング株式会社の全株式を取得して子会社としました。株式会社ア・フィックは、2017年4月に現株式会社キャンディルデザインと合併し、レイオンコンサルティング株式会社は、2016年10月に現株式会社キャンディルテクトと合併しました。

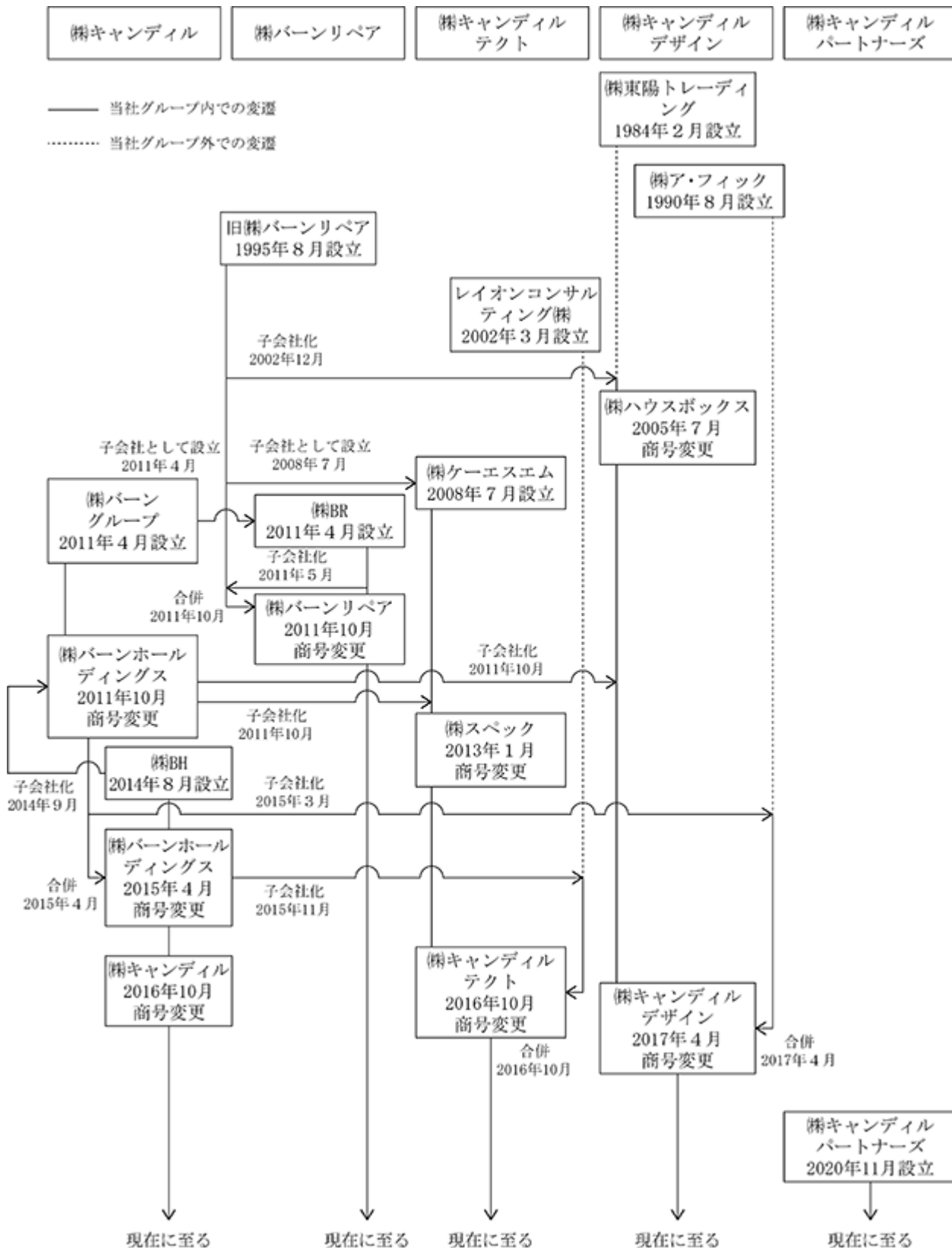
また、2020年11月に当社の子会社として株式会社キャンディルパートナーズを設立しました。

以上のような経過を経て、当社グループはグループ形成をしてまいりました。

(注) J-STAR株式会社がサービスを提供するファンドが出資する会社

(注) 新生クリアシオンパートナーズ株式会社がサービスを提供するファンドが出資する会社

沿革図



株式会社キャンディル沿革

年月	事項
2014年 8月	東京都千代田区に株式会社BH（資本金10万円）を設立
2014年 9月	旧株式会社バーンホールディングスを子会社化
2015年 4月	林 晃生が代表取締役就任
2015年 4月	旧株式会社バーンホールディングスを吸収合併し、株式会社バーンホールディングスに社名変更
2015年 4月	東京都新宿区北山伏町に本店移転
2015年11月	レイオンコンサルティング株式会社（代表取締役 橋口 昌弘 / 資本金9,000万円 / 設立年月日2002年 3月 1日）を子会社化
2016年10月	株式会社キャンディルに社名変更
2018年 7月	東京証券取引所新興企業市場（マザーズ）に上場
2019年12月	東京証券取引所市場第一部に指定替え
2020年11月	子会社として株式会社キャンディルパートナーズ（代表取締役 五味田 暁 / 資本金5,000万円）を設立

株式会社バーンリペア沿革

年月	事項
1995年 8月	旧株式会社バーンリペア（資本金1,000万円）を設立
1996年 1月	旧株式会社バーンリペアが東京都中野区鷺宮一丁目 6 番 1 号に本店移転
1996年 9月	旧株式会社バーンリペアが東京都中野区鷺宮一丁目31番 9 号に本店移転
1999年 2月	旧株式会社バーンリペアが東京都中野区鷺宮二丁目 2 番 6 号に本店移転
2000年 9月	旧株式会社バーンリペアが株式会社バーン・リペアから営業譲受
2001年 3月	旧株式会社バーンリペアが中野区鷺宮に有限会社ハウスケア（資本金700万円）を設立
2002年12月	旧株式会社バーンリペアが株式会社東陽トレーディング（現株式会社キャンディルデザイン）（代表取締役 大槻 勲男 / 資本金1,000万円 / 設立年月日1984年 2月27日）を子会社化
2003年 4月	旧株式会社バーンリペアが有限会社ハウスケアを清算
2003年12月	旧株式会社バーンリペアが株式会社ニッケン（代表取締役 小笠原 賢 / 株式会社ニッケン / 資本金1,000万円 / 設立年月日1987年 7月28日）を子会社化
2005年 1月	旧株式会社バーンリペアが東京都新宿区西新宿に本店移転
2005年10月	子会社株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン）と子会社株式会社ニッケン商品部を業務統合
2008年 7月	旧株式会社バーンリペアが新宿区西新宿に株式会社ケーエスエム（現株式会社キャンディルテクト）（資本金900万円）を設立
2008年 9月	子会社株式会社ケーエスエム（現株式会社キャンディルテクト）が株式会社警備・施工マネジメントから事業譲受
2008年11月	旧株式会社バーンリペアが株式会社ニッケンを清算
2008年12月	旧株式会社バーンリペアが東京都新宿区北山伏町に本店移転
2011年 4月	東京都新宿区北山伏町に株式会社BR（現株式会社バーンリペア）（資本金 2 万 5 千円）を設立
2011年 5月	株式会社BR（現株式会社バーンリペア）が旧株式会社バーンリペアを子会社化
2011年10月	株式会社BRが旧株式会社バーンリペアを吸収合併し、株式会社バーンリペアに社名変更
2011年10月	子会社株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン）・子会社株式会社ケーエスエム（現株式会社キャンディルテクト）の 2 社の株式を旧株式会社バーンホールディングスに現物配当

## 株式会社キャンディルテクト沿革

年月	事項
2008年7月	旧株式会社バーンリペアが東京都新宿区西新宿に株式会社ケーエスエム（資本金900万円）を設立
2011年10月	株式会社バーンリペアが株式を現物配当したことにより、旧株式会社バーンホールディングスが当該会社を子会社化
2013年1月	株式会社スペックに社名変更
2016年10月	レイオンコンサルティング株式会社（代表取締役 橋口 昌弘 / 資本金9,000万円 / 設立年月日2002年3月1日）を吸収合併し、株式会社キャンディルテクトに社名変更

## 株式会社キャンディルデザイン沿革

年月	事項
1984年2月	東京都杉並区に株式会社東陽トレーディング（資本金125万円）を設立
1985年2月	東京都大田区西蒲田六丁目33番2号に本店移転
1994年4月	東京都大田区西蒲田六丁目34番9号に本店移転
1999年10月	東京都大田区東矢口に本店移転
2002年12月	旧株式会社バーンリペアが当該会社を子会社化
2005年7月	株式会社ハウスボックスに社名変更
2005年10月	株式会社ニッケンの商品部を事業統合
2011年10月	株式会社バーンリペアが株式を現物配当したことにより、旧株式会社バーンホールディングスが当該会社を子会社化
2011年10月	東京都大田区南蒲田に本店移転
2017年4月	株式会社ア・フィック（代表取締役 吉村 文男 / 資本金1,000万円 / 設立年月日1990年8月1日）を吸収合併し、株式会社キャンディルデザインに社名変更
2017年4月	株式会社キャンディルデザインの本店を東京都新宿区北山伏町に移転

## 株式会社キャンディルパートナーズ沿革

年月	事項
2020年11月	東京都新宿区に株式会社キャンディルパートナーズ（資本金5,000万円）を設立



### 3 【事業の内容】

当社グループは、純粋持株会社である当社及び連結子会社4社（株式会社パーンリペア、株式会社キャンディルテクノ、株式会社キャンディルデザイン、株式会社キャンディルパートナーズ）の計5社で構成されており、建築サービス関連事業を主たる事業として取り組んでおります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

当社グループは、「革新創造」を社是とし、「世界に誇れる独創的建物サービスで社会と感動を分かち合う」というグループ理念のもと、これからの日本の建築関連市場の変化に資するサービスを提供し、社会的使命と責任を果たすことを目指して事業を推進しております。「建築サービス関連事業」とは、建物を建てることそのものではなく、建物の修繕・改修・維持・管理に資するサービスで、建築関連業者と、住宅・商業施設・オフィス等のオーナーの双方に向けて建築の周辺サービスを提供するものです。全国54拠点（2021年9月30日現在）にサービス網を展開しており、全国で均一なサービス品質を提供するための技術教育研修プログラム（マニュアルなどの各種資料・e-learning教材・研修カリキュラム等）を構築しております。

「建築サービス関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりますませんが、ここでは、リペアサービス、住環境向け建築サービス、商環境向け建築サービス、商材販売、抗ウイルス抗菌サービスの5つのサービスに分類して記載しております。

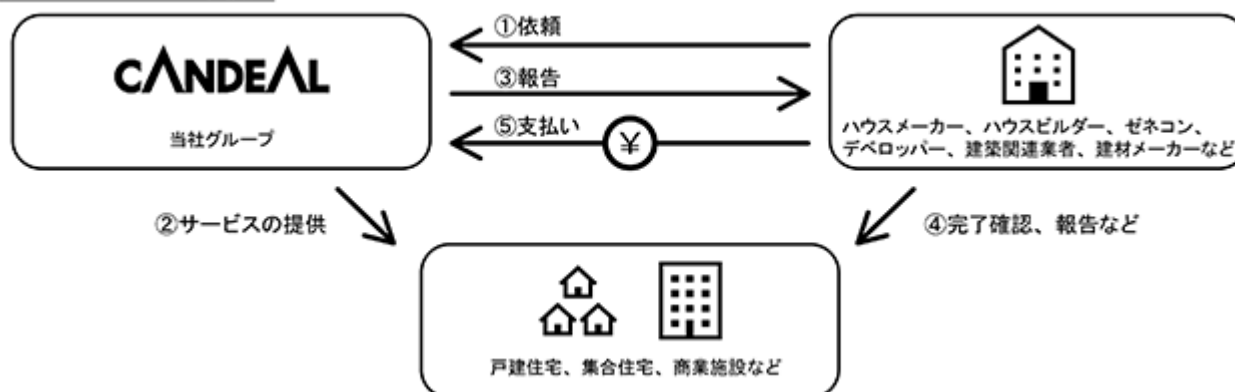
#### （1）リペアサービス

リペアサービスは、建物における内装建材、家具等に発生したキズや不具合を、部材交換することなく補修するサービスであります。補修サービスとは、キズや不具合がある部材を活かし、部分的に手を加えることで美観を回復する作業を指します。住宅や施設はもちろんのこと、新築物件であっても、施工中に絶えず人が出入りすることにより、日常的に小さなキズや不具合が発生しております。これらを全て部材交換で対応しようとすると、新しい部材と職人確保のための費用、廃材の処理費用、工事手配の手間など、コスト増加につながることがあります。そこで、当社グループでは部材交換ではなく補修で対応をすることにより、コストの圧縮と部材交換に関連する諸問題を解決するサービスを提供しております。また、サービス対象とする建物は、住宅のみならず、商業施設、寺社仏閣や文化遺産など多岐にわたります。

ビジネスモデルとしては、ハウスメーカー・ハウビルダー・ゼネコン・デベロッパー・建築関連業者などから依頼を受け、現場に赴いてサービスを提供して収益を得るという仕組みであります。サービスを提供する主な技術者は、当社独自の技術教育研修プログラムによって教育を受けた直接雇用による従業員や当社から独立して協力業者となった元従業員であります。

収益性の側面では、技術者一人一人が現場に赴いてサービスを提供するビジネスであることから、全国54拠点に展開している技術者が、機動性高く効率的に稼働することが非常に重要であります。そのため、技術者の稼働状況を常時システム上で管理して生産性を高めております。

#### リペアサービスの系統図



## (2) 住環境向け建築サービス

住環境向け建築サービスは、引き渡し後の住宅のアフター定期点検（クリニックサービス（注1））や各種メンテナンス、住宅オーナーからの問い合わせに対応するコールセンター、大規模な改修を伴わない小規模なリフォーム、住宅設備等に発生した不具合や施工時に発生した不具合の対象となる物件に対して一斉に対応するリコール対応（リフィットサービス（注2））など、主に既存住宅向けのサービスを提供しており、住宅循環システムを支えるための住宅ライフサイクル全体をワンストップでカバーできる体制を構築しております。

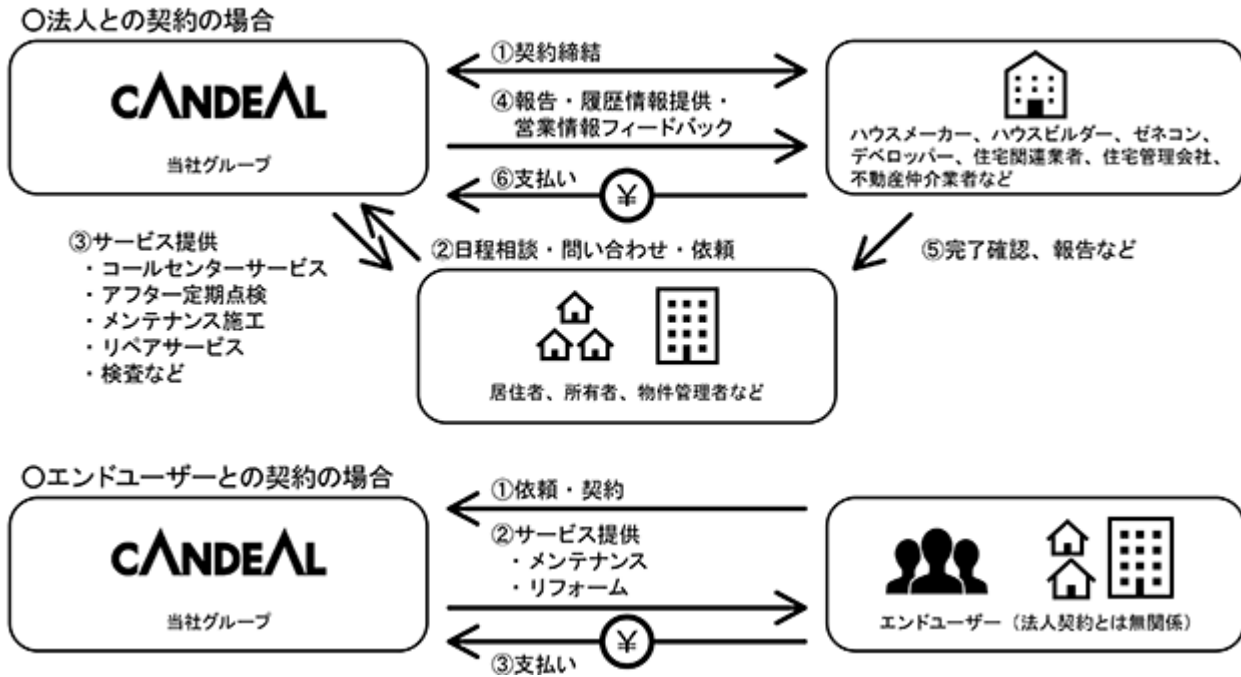
戦後の日本の住宅政策は、住宅難を解消するために「1世帯1住宅」の目標を掲げ、「早く・安く・新築住宅を供給する」ことを第1目標としてきたため、住宅産業もその政策に沿って発展してきました。しかしながら、少子高齢化による人口減少などを背景に、それらの住宅政策を大きく転換する必要に迫られてきました。そこで、2006年に「住生活基本法」が制定され、2016年に閣議決定された「住生活基本計画」に引き続き、2021年に新たな「住生活基本計画」が閣議決定されました。国土交通省主導のもと、この計画に沿って具体的な目標設定、施策決定、法整備などが進められております。そのなかで、住宅分野での「DXの推進」や、住宅ストック・産業での「住宅循環システムの構築」などを目標に、「住宅の設計から建築、維持・管理に至る全段階におけるDXの推進」や「住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存の推進」といった施策が策定されております。これらの施策は、当社の住環境向け建築サービスにとっては大きな追い風となっております。

住宅事業者は、従来「新築住宅を作って売るまで」を中心としたビジネスモデルとなっておりますが、今後は自らが手がけた物件のリフォームを他のリフォーム業者等に奪われないための施策が重要であり、引き渡し後のアフターフォロー体制の充実や顧客とのコミュニケーションを継続する仕組みの強化が求められます。当社では、住宅事業者を支援するための「アフター定期点検」「維持・管理のためのメンテナンス」「検査」「コールセンター（お客様問い合わせ窓口）」以外にも、住宅事業者と住宅オーナーとのつながりを強固にし、生涯顧客化を促す「オーナーズクラブ型コミュニケーション支援ツール（ツナゲルクラウド（注3））」などを提供しております。

ビジネスモデルといたしましては、リペアサービスの取引先顧客に対してアフターサービス強化のご提案を行い、取引先顧客のニーズに合わせて「アフター定期点検」や「メンテナンス」「コールセンター」また「オーナーズクラブ型コミュニケーション支援ツール」などのメニューをパッケージ化して契約を獲得しております。新築住宅市場の縮小を懸念する住宅事業者が、既存住宅に向けたアフターフォロー体制を強化する流れは年々強くなっており、住環境向け建築サービスは順調に推移しております。また、これらのサービスは契約に基づく積み上げ型・継続型のビジネスモデルであり、今後も安定的な成長を見込んでおります。

- (注) 1. クリニックサービスとは、新築住宅引き渡し後のアフターサービスとして、定期的に住宅の状態を点検する「アフター定期点検」の呼称です。
2. リフィットサービスとは、住宅設備等に発生した不具合（例えば、金具の製品不良が発生したため交換が必要になった）や施工時に発生した不具合（例えば、メーカーが指定した取り付け方法に瑕疵があり、取り付け直しが必要になった）などの住宅や施設関連で発生したリコールに対応するサービスの呼称です。このような不具合は、同時多発的に発生することが多く、全国各地で一斉に作業が必要になるため、当社の強みが活かされるサービスです。
3. ツナゲルクラウドとは、住宅事業者が独自ツールとして展開しながら住宅オーナーとの関係性強化を図ることができるコミュニケーション支援ツールの呼称です。この当社グループが提供しているツールにより住宅事業者は住宅オーナーとの密接なコミュニケーションが開始でき、「生涯顧客」としての囲い込みを促しております。住宅オーナーは「住宅メンテナンス履歴」や「定期点検の予約」「リフォーム相談」などをそのツールを通して気軽に確認、行うことが可能となります。また、住宅事業者の負担となるであろう販促活動の実務や、日常の問い合わせ対応などをサポートする「運営支援サービス」も合わせて当社グループで行うことができるため、住宅事業者にとって利便性が高いサービスとなっております。

## 住環境向け建築サービスの系統図

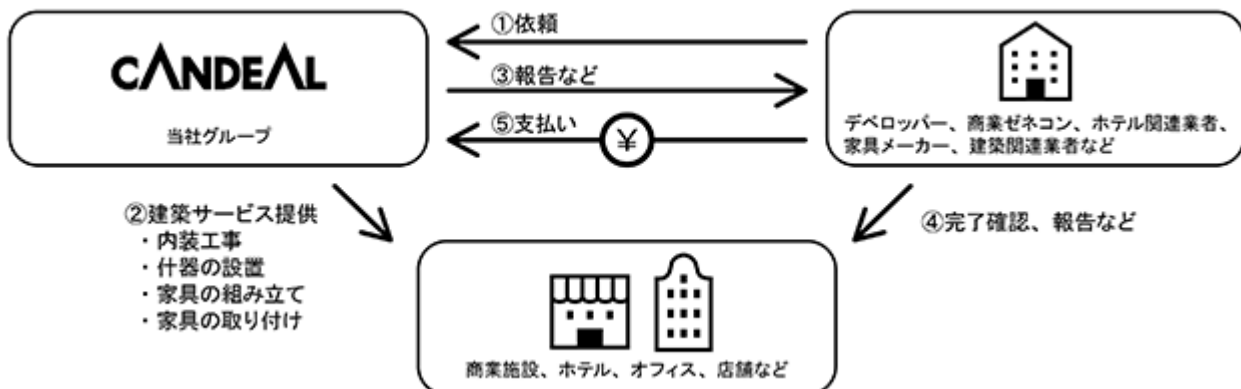


## (3) 商環境向け建築サービス

商環境向け建築サービスでは、商業施設の内装工事、オフィス移転時の家具や什器の設置や内装工事、家具の組み立てや取り付け、建築揚重など多岐にわたるサービスを提供しており、百貨店やショッピングセンター、チェーン店などで見られる多店舗一斉工事、複数業者一斉入場等の同時多発的な現場対応に精通し、機動性に富んだサービスを提供できる体制となっております。

商業施設は、住宅に比べて建物の規模が大きいため、短期間に多数の人材が必要とされる場合が多くあります。これに対して当社グループは、正社員に加え、多数の登録スタッフを柔軟に組み合わせることで顧客の要求に速やかに応えることができる体制を実現しており、機動性を生み出す源泉となっております。家具の組み立てにおいては、北欧系で世界中に店舗展開している大手家具メーカーの日本国内における組み立てサービスを全店舗引き受けるなど、国内を幅広くカバーしており、顧客の多様なニーズに対して、常に適切なサービス提供が可能な体制を構築しております。また、建築揚重は、建築途中の建物内に、建材を必要な分量・数に振り分けて運び入れる作業であり、あらゆる建築現場で発生する作業であります。地域により別の工種の人材がその役割を兼ねている場合があります。一方で、建築業界は就労する人材の高齢化が進んでおり、今後こうした作業の分業化が進むことが予想され、さらなる需要拡大を見込んでおります。

## 商環境向け建築サービスの系統図

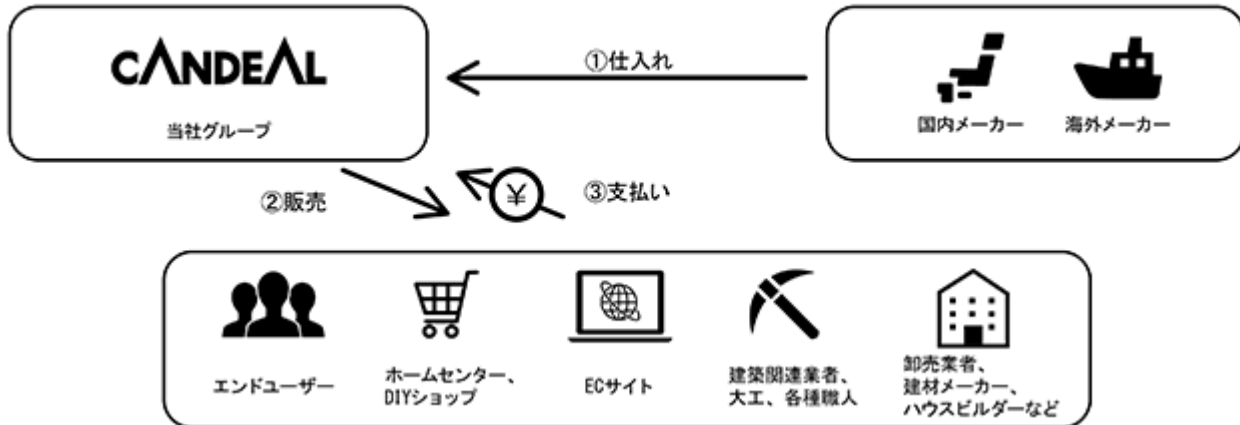


(4) 商材販売

商材販売は、主にリペアサービスで使用するプロ向けから一般向けまで幅広いレベルの補修材料やメンテナンス材料を取り扱っております。商材については国内メーカーはもちろんのこと、代理店契約を締結した海外メーカー（注）から仕入れております。さらに、国内塗料メーカーと協力してオリジナル商品の開発も手がけております。これらの商材を全国のホームセンターや量販店の店頭、ECサイトなどで販売しております。

（注）海外のメーカーとは、ドイツのHeinrich König GmbH & Co.KG社と、アメリカのMohawk Finishing Products Division of RPM Wood Finishes Group, Inc.社であります。いずれも、世界各国に製品を出荷しております。

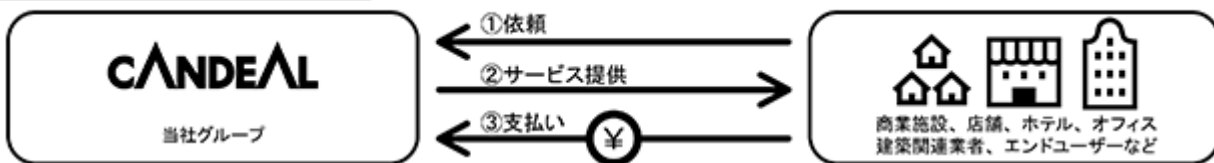
商材販売の系統図



(5) 抗ウイルス抗菌サービス

抗ウイルス抗菌サービスは、住宅・商業施設・店舗・教育施設などあらゆる空間での感染症対策として、光触媒コーティング「レコナ エアリフレッシュ」などの抗ウイルス抗菌関連のサービスや商材を提供しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、衛生的な環境づくりが注目されております。そのような情勢のなか、当社グループは抗ウイルス抗菌サービスを通してそのニーズに貢献しております。

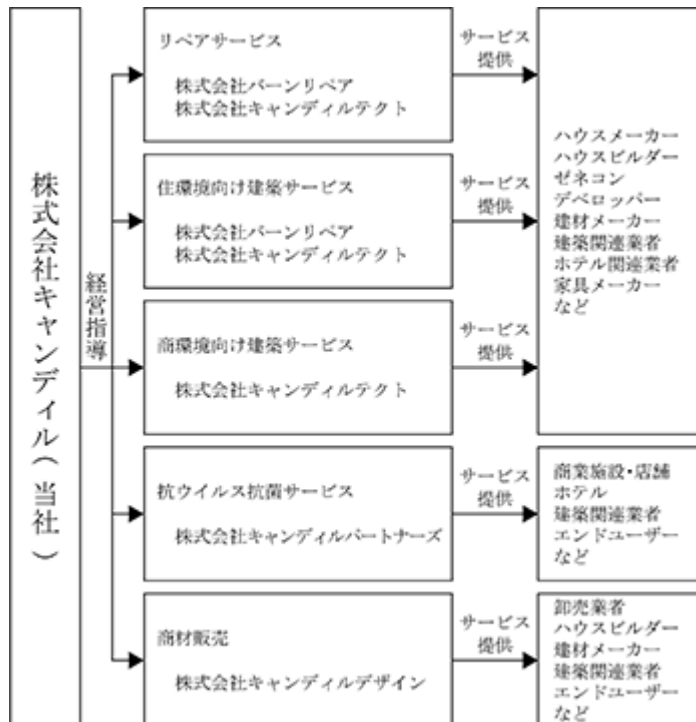
抗ウイルス抗菌サービスの系統図



以上で述べた事項を、住宅向け建築サービス（リペアサービス、住環境向け建築サービス、商材販売、抗ウイルス  
抗菌サービス）に絞って系統図で示すと次のとおりであります。



当社グループ全体の事業系統図は次のとおりであります。



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社バーンリペア (注) 1、3	東京都新宿区	90,000	リペアサー ビス 住環境向け 建築サービ ス	100.0	役員の兼任 4名 銀行取引保証あり
株式会社キャンディルテ クト(注) 1、4	東京都新宿区	99,000	リペアサー ビス 住環境向け 建築サービ ス 商環境向け 建築サービ ス	100.0	役員の兼任 4名 銀行取引保証あり 資金の貸付あり
株式会社キャンディルデ ザイン	東京都新宿区	42,500	商材販売	100.0	役員の兼任 3名 銀行取引保証あり
株式会社キャンディル パートナーズ	東京都新宿区	50,000	抗ウイルス 抗菌サービ ス	100.0	役員の兼務 3名 銀行取引保証あり

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 株式会社バーンリペアについては、売上高(連結会社相互間の内部取引売上高を除きます。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	5,760,380千円
	経常利益	222,533千円
	当期純利益	135,317千円
	純資産額	602,518千円
	総資産額	1,261,499千円

4. 株式会社キャンディルテクトについては、売上高(連結会社相互間の内部取引売上高を除きます。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	4,733,983千円
	経常利益	113,003千円
	当期純利益	85,628千円
	純資産額	494,023千円
	総資産額	1,241,025千円

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

事業サービスの名称	従業員数(名)
建築サービス関連事業	564 (721)
合計	564 (721)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含みます。)は年間の平均稼働人数を( )内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、建築サービス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

### (2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
53 (1)	42	4	5,569

- (注) 1. 当社は、純粋持株会社であり、建築サービス関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含みます。)は年間の平均稼働人員数を( )内に外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「世界に誇れる独創的建物サービスで社会と感動を分かち合う」というグループ理念のもと、高い企業価値を実現するために、企業の社会的使命・責任を果たし、健全かつ適切な業務運営を通じて、お客様や地域社会からの長期にわたる揺るぎない信頼の確立を図らなければならないものと考えております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、中長期的な損益計画・資金計画の達成を最重要課題として認識しており、特に安定的な企業価値の向上に繋がるのれん償却前営業利益、経常利益とその成長率及び親会社株主に帰属する当期純利益の増加によるキャッシュ・フローの増加を最重要目標として、収益性の向上・財務体質の充実に取り組んでおります。

#### (3) 経営環境

当社グループの主力事業を取り巻く外部環境として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が徐々に収束していくことが見込まれておりますが、足元の経営環境は急激な原油高による原材料価格の高騰やガソリン・電気・ガスなどのインフラ価格の高騰、世界的な物流網の停滞など、パンデミックを遠因とするさまざまな環境の変化が発生しており、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

市場環境としては、人口減少に伴う新築着工戸数の減少が見込まれる住宅市場において、建て替えやリフォームに対応していくための仕組みづくり・基盤づくりを推進することが大きな課題となっております。特に既存の戸建住宅は、管理組合等がないため、消費者個人個人の責任でメンテナンスや管理を長期にわたって継続していかなければならず、それらの負担へのフォローが重要課題です。また今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、住宅やオフィスに対するニーズが変化し始めております。さらに、AIやIoTを活用した建築サービスの普及を受け、今まで以上に建物の維持・管理に関するニーズが顕在化されるなど、建築業界を取り巻く事業環境が加速度的に変化しており、メンテナンスや維持・管理のための「ラストワンマイル」のニーズ増加（注）や建築業界におけるDX化の推進も見込まれております。

（注）「メンテナンスや維持・管理のための「ラストワンマイル」のニーズ増加」とは、以下のような状況を指しております。AIやIoTの進化に伴ってスマート住宅が現実のものとなるにつれ、メンテナンスの必要性をセンサーが事前に知らせることにより、従来の、「壊れて初めて気づいた。」といった潜在的メンテナンスニーズが事前に顕在化することになります。検知されたニーズに対応するためには、メンテナンスを行う段階で「技術者が建物に赴く」必要があります（ラストワンマイル）。住設機器や建材の進化もあるため、現在と同じ状況ではないと思われませんが、デジタル化が進んでも、最終段階では、やはりアナログ対応が必要になると予想されます。ラストワンマイルのニーズ増加とは、メンテナンスニーズの増加により、上記のように結果的に技術者の訪問数が増加するであろう状態のことを指しております。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

住宅や建物を取り巻く環境が激変する経営環境の中、当社グループといたしましては、引き続き事業環境の変化に対応するサービスの強化、収益力の向上と財務基盤の強化に積極的に取り組んでまいります。具体的には、「建築関連サービスの強化」、「生産性の向上」、「人材の確保と早期戦力化」、「経営効率の向上」、「情報セキュリティ管理体制の強化」の5点を重要課題として取り組んでまいります。



「建築関連サービスの強化」については、当社グループは住宅ライフサイクル全体をワンストップでカバーできる体制を、より充実させることを目指しております。特に注力していく課題として、2021年8月より本格販売しております住宅事業者と住宅オーナーをつなぐコミュニケーション支援ツールである「ツナゲルクラウド」の拡販を推進してまいります。その他にも、住宅引き渡し後のアフターサービスとパンデミック後にも普遍的なサービスとして定着するであろう衛生的な環境づくりのサポートサービスを強化すべく、アフター定期点検メニュー（10年目点検・15年目点検・20年目点検等）や住宅設備延長保証商品の拡充、抗ウイルス抗菌サービスのサービス網の強化と拡販、当社グループのサービスを支えるためのコールセンター機能の拡充を行ってまいります。

「生産性の向上」については、前期に続き、販売費及び一般管理費の圧縮と現場稼働の効率化という2つの課題を認識しております。販売費及び一般管理費におきましては、一般的なシステムによる業務効率化に加え、RPAツールの更なる導入など、ICT化と蓄積したデータを積極的に活用してDX化を推進することに取り組んでまいります。現場稼働においても業務支援ツールの導入や強化などといったICT化によって業務の効率化に努めてまいります。

「人材の確保と早期戦力化」については、従来通り直接雇用している技術者の就労環境の整備や「早期育成プログラム」の更なるブラッシュアップなどを進めるとともに、協力業者ネットワークの整備及び拡大、フランチャイズ加盟店拡大に取り組み、技術者の多様化とサービス提供網の多層化に取り組んでまいります。

「経営効率の向上」については、企業価値の向上のために、引き続きグループ全体最適で選択と集中を行い、業務フローや組織体制の見直しと効率化を行ってまいります。一方、推進しているフランチャイズ制度を活用して、当社が長年蓄積したノウハウを収益力に変えるための仕組み作りを推進することで、経営効率の向上、ならびに収益力の向上を図ってまいります。

「情報セキュリティ管理体制の強化」については、当社グループ会社において情報インシデントを発生させたことを反省し、情報セキュリティ管理体制の強化に取り組みます。今後の事業成長にはICT化・DX化の推進は欠かせないファクターであると認識しております。ICT化やDX化を進めるなかで、情報セキュリティ管理体制が事業成長の足かせにならないよう、グループ各社一丸となって体制強化を推進してまいります。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループの事業内容その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を以下に記載しています。ただし、全てのリスクを網羅したのではなく、業績に影響を与え得るリスク要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において入手可能な情報に基づいて、当社グループが判断したものであります。

### (1) 業績の季節的変動について

当社グループが行うリペアサービス、住環境向け建築サービス、商環境向け建築サービスにおいては、戸建住宅、集合住宅、商業施設等の引き渡しが集中する3月、9月及び12月に売上が拡大する傾向があります。当該時期に、何らかの事由により売上が減少した場合は、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

### (2) 建築関連の市場環境の変化について

当社グループは、戸建住宅及び集合住宅向けのリペア（補修）業務や点検業務、商業施設向けの施工業務等、建築関連向けのサービスを主たる事業領域としております。当該事業は、景気動向、金利、地価、税制及び政策等に大きく影響を受けます。

今後の景況感の悪化、所得の低下、金利の上昇、地価の上昇、政策の変更及び税制の変更があった場合は、市場環境が変化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 自然災害や感染症等の発生について

地震、台風等の大規模な自然災害やウイルス等による感染症の拡大により、工事の中断や大幅な遅延が発生し、あるいは当社グループの事業所等が大規模な被害を受けた場合は、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 競合について

当社グループの提供する建築サービス関連業界は、個人事業主でも技術を身に付ければ容易に事業を開始できる等、参入障壁が低くなっております。当社グループは、人材の採用、教育及び協力業者の組織化といった点で新規参入者に対して優位にあると考えておりますが、今後、新規参入者の増加により競争が激化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) のれんについて

当社グループは、過去のM&A及びグループ再編の結果、多額ののれんを計上しております。当該のれんについては、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、当社グループの対象となる事業において将来の収益力が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上するため、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 多額の借入金について

当社は本書提出日現在、複数の金融機関から多額の資金を借入れており、当該金融機関と締結している金銭消費貸借契約等のなかには、連結経常損失を計上しないこと、連結純資産額の水準を一定以上に維持すること、純有利子負債が0を上回らないことなど、財務制限条項が定められているものがあります。

今後、当社では借入金を減少させるべく取り組んでまいりますが、金利が上昇した場合、事業計画の未達成等により借入金の返済計画に変更が生じた場合、財務制限条項に抵触したことにより借入金を一括返済する必要が生じた場合には、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 人材について

当社グループにおいては、人材の安定的な確保及び育成が事業継続のために不可欠であります。人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や退職者が増加した場合、不祥事により損害が発生した場合や士気が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (8) 外注先の確保について

当社グループでは、受注したサービスの一部を協力会社に発注しております。協力会社については、同行調査等により安全・品質管理の徹底等に最善を期しておりますが、個別の作業現場においてトラブルが発生した場合、また今後、受注件数の増加により協力会社を適時に確保できなかった場合は、当社グループの業務の停滞につながり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (9) 労働環境の変化について

当社グループには、正社員のほか有期契約社員、登録スタッフ等、様々な雇用形態の社員が業務に従事しておりま

す。当社グループでは、長時間労働の抑制や2016年10月からの短時間労働者に対する社会保険の適用拡大等、労働環境の変化や法改正に対応しておりますが、今後、労働関連法規制への違反等が発生した場合には、当社グループの社会的信用、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、人手不足等による人件費の高騰や外注費の増加が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法令違反、法的規制に関するリスク

当社グループは、労働基準法等労働法のほか、建設業法、労働者派遣法など関連法令による規制を受けております。当社グループでは、関連法令を遵守して事業を展開しており、本書提出日現在において、法令違反による許認可の取り消しなど事業運営に支障を来すような事象は発生していませんが、それらの法令が改正された場合や当社グループ又は当社グループ従業員が関連法令違反を犯した場合には、当社グループの社会的信用、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループ各社が取得している許認可等の状況は以下の通りです。

会社名	取得年月 (有効期限)	許認可等名称 所管官庁等	許認可番号	取消事由
株式会社 バーンリペア	2021年9月21日 (2026年9月20日)	建設業許可 国土交通省	一般建設業 国土交通 大臣許可 (般-3)第24174号	建設業法 第29条及び第29条の2 第1項
	2017年5月1日 (2022年4月30日)	一級建築士事務所 埼玉県建築士事務所協会	埼玉県知事登録 (1)第11186号	建築士法 第26条第1項及び第2 項
	2020年2月21日	登録電気工事業者届出 経済産業省(東京都)	東京都知事届出 第1910949号	電気工事業の業務の適 正化に関する法律 第28条
株式会社 キャンディルデザイン	2020年7月16日	古物商許可 警視庁(蒲田警察)	蒲田21-075654	古物営業法 第6条
株式会社 キャンディルテクト	2018年11月29日 (2023年11月28日)	建設業許可 国土交通省	一般建設業 国土交通 大臣許可 (般-25)第025221号	建設業法 第29条及び第29条の2 第1項
	2019年10月1日 (2024年9月30日)	労働者派遣業 厚生労働省	労働者派遣事業許可 派13-306899	労働者派遣法 第14条第1項
	2014年10月9日	第一種貨物利用運送事 業登録 国土交通省(関東運輸 局)	第一種貨物利用運送事 業登録 関自貨第686号	貨物利用運送事業法 第16条

(11) 訴訟等に関するリスク

当社グループは広範な事業活動を行っており、知的財産権、環境、労務等に関連した訴訟等の対象となるリスクがあります。重大な訴訟等が提起された場合には、当社グループの社会的信用、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 重大な事故の発生について

当社グループが手掛けるサービスの中には、建設現場における重量物の搬出入や高所での作業等、危険を伴うサービスがあります。当社グループでは、従業員への教育や指導を通じ、従業員の安全確保に努めておりますが、それらへの対応が不十分であった場合には、重大な事故につながり、当社グループの社会的信用、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 個人情報保護について

当社グループでは、取引先及び住宅オーナー等に係る個人情報を有しております。2007年6月に子会社の株式会社バーンリペアでプライバシーマークを取得する等、個人情報保護に対する適切な対応を行うための体制を整備しておりますが、今後、個人情報の漏洩事故等が発生した場合には、当社グループの社会的信用、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報システムへの依存について

当社グループは、受発注、作業日程管理、請求等に関する業務を情報システムを利用して行っております。プログラムの不具合やコンピュータ・ウイルス、外部からのサイバー攻撃等により、当社グループの情報システムに重大な障害が発生した場合には、当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 内部管理体制について

当社グループは、建築サービスを手掛ける企業同士がM&Aにより経営統合し、形成されてきたため、独自の企業文化や経営管理手法を有する企業によりグループが構成されておりました。当社は、グループ各社の内部管理体制を整備しており、今後も強化していく予定であります。事業の急速な拡大等により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 大株主がファンドであること等について

当社は、新生クレアションパートナーズ2号投資事業有限責任組合より純投資を目的とした出資を受けており、本書提出日現在、同組合は当社の主要株主となっております。新生クレアションパートナーズ2号投資事業有限責任組合における当社株式の保有・処分方針によっては、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、同組合の当社株式所有割合等については、「第4 提出会社の状況」に記載しております。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化し、依然として厳しい状況が続いております。収束時期が見通せない状況のなか、足元での経済の下振れリスクを抱え、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループ事業に関係の深い住宅業界におきましては、国土交通省発表による新設住宅着工戸数は2020年10月～2021年9月累計で前年同期比101.5%と前年の大幅な減少から微増に転じましたが、当社グループが手掛けるリペアサービスは住宅等の引き渡し直前のタイミングで、またアフター定期点検等の住環境向け建築サービスは引き渡し後にサービス提供することとなるため、同サービス分野は回復に至らず、減収を余儀なくされました。商環境向け建築サービスにつきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により商業施設及びオフィスの内装工事等における需要が落ち込み、前期に引き続き減収となっております。

この結果、当連結会計年度末における資産合計は7,366,592千円となり、前連結会計年度末に比べ1,035,997千円の減少となりました。負債合計は4,105,696千円となり、前連結会計年度末に比べ900,641千円の減少となりました。純資産合計は3,260,895千円となり、前連結会計年度末に比べ135,356千円の減少となりました。

当連結会計年度における売上高は11,220,318千円（前年同期比8.5%減）、営業利益は63,328千円（前年同期比85.0%減）、経常利益は36,650千円（前年同期比91.5%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は72,823千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益191,702千円）となりました。なお、当社では組織再編及びM&Aの実施に伴い発生したのれん償却費を販売費及び一般管理費に192,223千円計上しており、これを加えたのれん償却前経常利益は228,874千円（前年同期比63.2%減）、のれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益は119,400千円（前年同期比68.9%減）となります。

当社グループは、建築サービス関連事業の単一セグメントとしておりますが、サービス分野別の状況は以下のとおりです。

##### （リペアサービス）

株式会社バーンリペアは主に戸建てを中心としたリペアサービスを提供しており、同社のリペアサービスの売上高は3,252,188千円（前年同期比9.1%減）となりました。株式会社キャンディルテクトは主に集合住宅を中心としたリペアサービスを提供しており、同社のリペアサービスの売上高は893,836千円（前年同期比17.5%減）となりました。その結果、当連結会計年度におけるリペアサービスの連結売上高は4,146,025千円（前年同期比11.1%減）であります。

##### （住環境向け建築サービス）

株式会社バーンリペアは主に戸建てを中心としたアフター定期点検やリコール対応などを提供しており、同社の住環境向け建築サービスの売上高は2,372,654千円（前年同期比1.6%増）となりました。株式会社キャンディルテクトは主に集合住宅を中心とした検査サービスや内覧会運営サービスを提供しており、同社の住環境向け建築サービスの売上高は618,577千円（前年同期比16.1%減）となりました。その結果、当連結会計年度における住環境向け建築サービスの連結売上高は2,991,232千円（前年同期比2.6%減）であります。

##### （商環境向け建築サービス）

株式会社キャンディルテクトは主に商業施設の内装施工サービス、組立サービス、揚重サービスなどを提供しており、当連結会計年度における商環境向け建築サービスの連結売上高は3,180,359千円（前年同期比15.7%減）であります。

##### （商材販売）

株式会社キャンディルデザインは、補修材料を中心とした販売サービスの提供を行っており、当連結会計年度における商材販売の連結売上高は662,145千円（前年同期比12.7%減）であります。

(抗ウイルス抗菌サービス)

第1四半期連結会計期間に設立した株式会社キャンディルパートナーズは主に抗ウイルス抗菌コーティング「レコナ エアリフレッシュ」、抗ウイルス抗菌材「CAシリーズ」及び、ハイブリッド空気清浄機「Kirala Air」の提供を行っており、当連結会計年度における抗ウイルス抗菌サービスの売上高は240,555千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は2,600,363千円と、前連結会計年度末に比べ855,071千円の減少となりました。

各活動によるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、35,518千円(前連結会計年度は449,672千円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益36,650千円を計上したこと、売上債権が127,570千円減少したこと、のれん償却額192,223千円、未払消費税等が145,248千円減少したこと、減価償却費56,373千円、法人税等の支払額242,630千円、仕入債務が66,455千円増加したこと、などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、93,732千円(前連結会計年度は106,117千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出85,632千円、有形固定資産の取得による支出8,732千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、725,820千円(前連結会計年度は1,521,659千円の収入)となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入1,800千円、長期借入金の返済による支出762,496千円、短期借入金の純増加額100,000千円、配当金の支払による支出64,333千円などによるものであります。

生産、受注及び販売の状況

.生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため、生産実績は記載しておりません。

.受注実績

当社グループは、建築サービス関連事業の単一セグメントであり、提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

.販売実績

当連結会計年度の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
リペアサービス	4,146,025	88.9
住環境向け建築サービス	2,991,232	97.4
商環境向け建築サービス	3,180,359	84.3
商材販売	662,145	87.3
抗ウイルス抗菌サービス	240,555	
合計	11,220,318	91.5

(注) 1. 当社グループの報告セグメントは単一であるため、サービス毎に記載しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 総販売実績に対する販売実績の割合が100分の10以上の相手先が存在しないため、主な相手先別の販売実績等の記載を省略しております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。  
なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

### 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### ・財政状態の分析

当連結会計年度末における資産合計は7,366,592千円となり、前連結会計年度末に比べ1,035,997千円の減少となりました。流動資産は4,434,116千円となり、前連結会計年度末に比べ875,048千円の減少となりました。これは、主に、前期新型コロナウイルス感染症拡大による景気の悪化に備えて調達した銀行借入の返済により現金及び預金が855,071千円減少したこと、受取手形及び売掛金が127,570千円減少したことなどによります。固定資産は2,932,475千円となり、前連結会計年度末に比べ160,949千円の減少となりました。これは、主にのれんが192,223千円減少したこと、ソフトウェアが42,785千円増加したことなどによります。

負債合計は4,105,696千円となり、前連結会計年度末に比べ900,641千円の減少となりました。流動負債は2,238,075千円となり、前連結会計年度末に比べ156,408千円の減少となりました。これは、主に買掛金が66,455千円増加したこと、短期借入金が100,000千円増加したこと、1年内返済予定の長期借入金が12,500千円減少したこと、未払法人税等が90,508千円減少したこと、未払消費税等が145,248千円減少したこと、賞与引当金が49,332千円減少したこと、未払費用が13,661千円減少したことなどによります。固定負債は1,867,621千円となり、前連結会計年度末に比べ744,232千円の減少となりました。これは、主に長期借入金が749,996千円減少したことなどによります。

純資産合計は3,260,895千円となり、前連結会計年度末に比べ135,356千円の減少となりました。これは、主に利益剰余金が137,156千円減少したこと、資本金が900千円増加したこと、資本剰余金が900千円増加したことなどによります。

#### ・経営成績の分析

当社グループのサービス別売上高は前連結会計年度に比べ、リペアサービスは前年同期比11.1%減の4,146,025千円、住環境向け建築サービスは2.6%減の2,991,232千円、商環境向け建築サービスは15.7%減の3,180,359千円、商材販売は12.7%減の662,145千円、当期新設した抗ウイルス抗菌サービスは240,555千円となり、連結売上高は8.5%減の11,220,318千円となりました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループの事業に関係の深い住宅や商業施設などの市場停滞の影響を受けたものです。売上高の減少により売上総利益も減少しました。さらに新型コロナウイルス感染症拡大に備えたりリモートワークの推進による旅費交通費の削減などを継続して行ったものの、抗ウイルス抗菌サービスの広告宣伝などへの投資により、前連結会計年度に比べ販売費及び一般管理費はほぼ横ばいとなりました。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べ85.0%減の63,328千円、経常利益は91.5%減の36,650千円、親会社株主に帰属する当期純損失は72,823千円となりました。

### キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

#### ・キャッシュ・フローの状況

当社グループのキャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

#### ・資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要は、主に人件費及び外注費の支払、補修材料の仕入資金であります。当社グループは、事業活動に必要な資金を確保するため、内部資金を活用するほか、金融機関からの借入を行っております。また、資金使途に応じて最適な資金調達手法を検討し、適切なコストで安定的に資金を確保することを基本方針としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、資産・負債および収益・費用に影響を与える見積りを必要とする箇所がございます。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内でかつ合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意下さい。連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(3) 経営者の問題意識と今後の方針について

現在の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が徐々に収束していくことが見込まれておりますが、パンデミックを遠因とするさまざまな環境の変化により、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。そのような情勢のなか、当社グループとしては、建築関連サービスの強化、コスト削減、従業員の意欲・能力の向上、経営効率の向上、情報セキュリティ管理体制の強化を重点課題として認識しております。建物に関する様々な社会的課題を解決すべく、グループの総力をあげて、「人（技術者）」と「仕組み（サービス運営）」とそれを繋ぐ「ITテクノロジー」の融合により、建築・建設業界においてなくてはならないポジション「建物ライフサイクルサポートのプラットフォーム」の確立に注力し、お客様から選ばれる会社を目指し活動してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主な設備投資については、事務所セキュリティシステム、基幹システム構築等94,302千円の設備投資を実施いたしました。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		合計
本社等 (東京都新宿区ほか)	-	本社機能 等	18,637	5,025	7,093	( )		30,757	53 (1)

- (注) 1. 当社は「建築サービス関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記以外にソフトウェアがあり、帳簿価額は26,521千円であります。
4. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含みます。)は年間の平均稼働人員数を( )内に外数で記載しております。
5. 本社等は連結会社以外から賃借しております。年間の賃借料(共益費を含みます。)は36,255千円であります。

##### (2) 国内子会社

2021年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		合計
(株)バーン リペア	東京センター 等(東京都中野区ほか)		建物等	6,626	36	5,686	( )		12,348	303 (386)
(株)キャン ディルテ クト	東京営業所等 (東京都江東区ほか)		建物等	2,060		4,094	( )		6,154	185 (324)
(株)キャン ディルデ ザイン	大田事業所等 (東京都大田区ほか)		建物等	15,967		2,354	( )	2,360	20,682	15 (10)
(株)キャン ディル パート ナーズ	東京営業所 (東京都中央区)						( )			8 (0)

- (注) 1. 当社グループは「建築サービス関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記以外にソフトウェアがあり、帳簿価額は120,106千円であります。
4. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含みます。)は年間の平均稼働人員数を( )内に外数で記載しております。
5. 上記事業所の建物及び構築物は連結会社以外から賃借しております。年間の賃借料(共益費を含みます。)は181,631千円であります。

##### (3) 在外子会社

該当事項はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設

当連結会計年度末における重要な設備の新設の計画はありません。

(注) 前連結会計年度において計画中でありました、株式会社キャンディルテクトの業務基幹システムの開発につきましては2020年10月に完了しております。株式会社バーンリペアのコールセンターシステムにつきましては、投資計画の見直しにより既支払額をもって完了としております。また、当社で計画中でありました技術研修センター設備につきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大による影響を考慮した結果、投資計画の見直しにより中止となっております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度 末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,724,200	10,724,200	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	10,724,200	10,742,200	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

2017年9月26日		
付与対象者の区分及び人数：当社取締役2名、当社従業員16名、当社関連会社取締役2名、当社関連会社従業員64名		
	事業年度末現在 (2021年9月30日)	提出日の前月末現在 (2021年11月30日)
新株予約権の数(個)	960	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000(注)2(注)5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450(注)3(注)5	同左
新株予約権の行使期間	2019年9月27日～ 2027年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注)1. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。なお、2018年5月15日開催の臨時株主総会の決議により、以下の行使の条件のうち、(2)の条件が変更されております。
- (1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社又は当社関係会社の取締役若しくは従業員の地位になければならない。但し、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
  - (2) 新株予約権の行使は以下のいずれかに規定する事由が発生した場合において、  
については当該事由が発生した日以降で取締役会が定める日以降、  
乃至  
については当該事由が発生した日から1か月以内において取締役会が定める日においてのみ、行使できるものとする。  
当社の普通株式が東京証券取引所その他国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されることが決定した場合  
当社の発行済普通株式の過半数に相当する株式を譲渡により取得した者により、当社に対し、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することの請求が行われた場合  
当社を当事会社とする以下の組織再編に関する議案が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)において承認された場合
    - ・ 合併契約
    - ・ 新設分割計画又は吸収分割契約
    - ・ 株式移転計画又は株式交換契約
 その他上記  
乃至  
に類する事由として取締役会の決議により認められた場合
  - (3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
  - (4) 新株予約権の一部を行使することはできない。
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合には限りません。）  
吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」といいます。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、本文に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本文に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記の表内の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7) 新株予約権の行使の条件及び取得事由  
新株予約権の行使の条件及び取得事由は、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
5. 2018年2月14日開催の取締役会決議により、2018年3月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年10月11日 (注) 1	2,000	48,002	100,000	340,000	-	1,150,000
2018年3月14日 (注) 2	4,752,198	4,800,200	-	340,000	-	1,150,000
2018年7月4日 (注) 3	200,000	5,000,200	108,560	448,560	108,560	1,258,560
2018年7月20日～ 2018年9月19日 (注) 4	28,000	5,028,200	8,292	456,852	8,292	1,266,852
2018年10月24日～ 2019年8月19日 (注) 4	133,700	5,161,900	39,597	496,449	39,597	1,306,449
2019年9月1日 (注) 5	5,161,900	10,323,800	-	496,449	-	1,306,449
2019年9月10日 (注) 4	4,000	10,327,800	592	497,042	592	1,307,042
2019年10月7日～ 2020年9月18日 (注) 4	392,400	10,720,200	61,594	558,637	61,594	1,368,637
2020年10月29日～ 2021年3月23日 (注) 4	4,000	10,724,200	900	559,537	900	1,369,537

(注) 1. 有償株主割当増資によるものであります。

割当先 新生クレアシオンパートナーズ2号投資事業有限責任組合  
発行価格 50,000円  
資本組入額 50,000円  
割当比率 1 : 0.04347

2. 株式分割(1 : 100)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。

発行価格 1,180円  
引受価額 1,085.60円  
資本組入額 542.80円

4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

5. 株式分割(1 : 2)によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	8	19	59	15	11	10,398	10,510	-
所有株式数 (単元)	0	4,230	891	5,014	316	22	96,744	107,217	2,500
所有株式数 の割合(%)	0.00	3.95	0.83	4.68	0.3	0.02	90.23	100.00	-

## (6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する 所有株式数の 割合(%)
新生クレアションパートナーズ 2号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋室町2丁目4-3	4,091,200	38.14
林 晃生	東京都練馬区	1,964,800	18.32
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	322,800	3.01
株式会社T R A	東京都新宿区神楽坂3丁目6 神楽坂三丁目 テラス2階	286,100	2.66
大西 幸四郎	東京都杉並区	261,000	2.43
キャンディルグループ従業員持 株会	東京都新宿区北山伏町1-11 牛込食糧ビル	179,999	1.67
佐藤 一雄	東京都練馬区	114,000	1.06
玄々化学工業株式会社	愛知県名古屋市中区名塚町1丁目77	113,200	1.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	68,600	0.63
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	60,600	0.56
計	-	7,462,299	69.58

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,721,700	107,217	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,500	-	-
発行済株式総数	10,724,200	-	-
総株主の議決権	-	107,217	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2021年11月24日)での決議状況 (取得期間2021年11月25日)	1,570,000	794,420
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	1,570,000	794,420
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による取得であります。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他( )				
保有自己株式数			1,570,000	

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識し、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績への連動性を高めて継続的に行うことを基本方針としております。また、経営の機動性と柔軟性の向上を図り、もって株主利益の向上に資するため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨及び「取締役会の決議により中間配当を行うことができる」旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う方針です。

上記方針に従い、2021年5月13日開催の取締役会において、1株当たり3円、総額32,172千円の間配当を実施することを決議し、2021年11月25日開催の取締役会において、1株当たり3円、総額32,172千円の期末配当を実施することを決議しております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保を重視した企業経営の推進が、持続的な企業価値の向上につながる経営上の重要課題であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

なお、当社は、国内外のステークホルダーの期待に的確に応えうるコーポレート・ガバナンス体制の構築を図るため、2021年12月24日開催の第8回定時株主総会において定款の一部変更に係る決議を行い、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担う監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

企業統治体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### ・企業統治の体制の概要

当社は監査等委員会設置会社であります。

取締役会は、監査等委員でない取締役4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の合計7名で構成しており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成しており、毎月の監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催する体制とし、業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を行うこととしております。

指名・報酬委員会は、取締役候補者の指名及び取締役（監査等委員を除きます。）の個別報酬等の決定に関し、取締役会の機能の独立性、客観性、説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として設置しております。委員は取締役4名（うち社外取締役3名）としており、委員長は社外取締役であります。

経営会議は、常勤取締役、執行役員、各部室長で構成しております。代表取締役社長を議長とする業務執行上の意思決定補助機関として設置し、この会議での議論を参考として、業務執行上の最終的な意思決定を行っております。当社はこれらにより、業務執行に関する情報の共有化及び事業展開の方向性や理解の統一化を図り、業務執行の効率性・機動性を適切に確保しております。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として設置し、各部門及びグループ子会社に対する内部統制監査を定期的実施するとともに、緊急を要する事案については特別監査を実施しております。

リスク管理委員会は、グループ各社社長、当社常勤取締役、内部監査室長で構成し、リスク管理のグループ全社的推進及びリスク管理に必要な情報共有を図ることを目的として、四半期に1回の定期委員会を開催するほか、必要に応じて臨時委員会を開催しております。

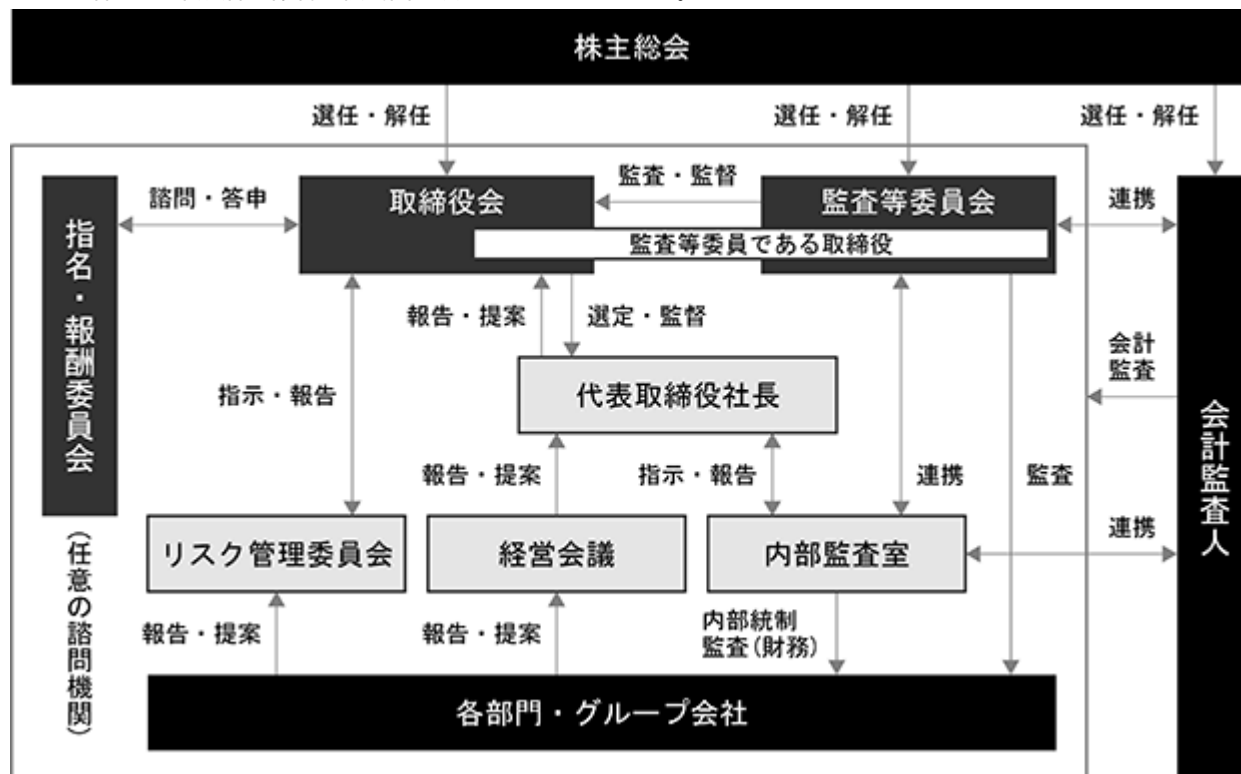
###### ・当該体制を採用する理由

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することで監督機能が強化され、業務執行の委任により経営意思決定の迅速化を図ることができることから、取締役会が重要な意思決定を行い、監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担う現体制を採用しております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。（ は議長・委員長、 は構成員）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会
代表取締役社長	林 晃生			
取締役 (管理管掌)	藤原 泉			
取締役 (事業管掌)	肥後 宏治			
社外取締役	大浦 善光			
社外取締役 (常勤監査等委員)	古川 静彦			
社外取締役 (監査等委員)	津村 美昭			
社外取締役 (監査等委員)	飛松 純一			

当社の企業統治の体制の模式図は次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、以下の内部統制システムに関する基本方針を定めております。

- a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
  - ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
  - ハ. 取締役は、他の取締役と情報を共有し、相互に業務執行の監督を行う。
  - ニ. 取締役は、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）が監査等委員会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
  - ロ. 社内関連規程は、必要に応じて適時見直しを行う。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 代表取締役社長は、リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - ロ. リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等の社内規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止等の対応を定める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを取締役会規程に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。
- e. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理は取締役（事業管掌）及び社長室長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ．監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くように求めることができる。
  - ロ．当該使用人は、監査等委員会を補助すべき期間中は監査等委員会の指揮を受けるものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けない。
  - g．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
    - イ．監査等委員は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
    - ロ．取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議における決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員に報告する。
  - ハ．取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに、定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査等委員に報告する。
    - ニ．上記の報告をした者は、報告したことを理由としていかなる不利益も受けることがないものとする。
  - h．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
    - イ．当社は、監査等委員がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当社監査等委員の職務に必要なと証明したときを除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
    - i．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
      - イ．監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
      - ロ．監査等委員は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求める。
  - j．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - イ．代表取締役社長は、取締役（管理管掌）をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進、維持する。
    - ロ．万が一、コンプライアンスに反する事態が発生した場合は、代表取締役社長、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
  - ハ．取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるようにコンプライアンス規程を定める。
    - ニ．当社は、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路のほか、直接相談できる社内外相談窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
  - k．財務報告の信頼性を確保するための体制
    - イ．当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定めるとともに、財務報告に係る内部統制規程を制定し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
  - l．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
    - イ．当社は、反社会的勢力の団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。
- ．リスク管理体制の整備状況
- 当社グループでは、企業の健全な発展、成長のためには、リスク管理が必要不可欠であると認識しており、リスク管理規程及びコンプライアンス管理規程などの関連規程を整備し、グループ全社員に周知徹底しております。また、リスク管理に対する意識を高め、高い倫理観を持ち法令遵守の行動を取ることができるよう、2017年3月開催の当社取締役会でコンプライアンス宣言等を定め、社内外に当社グループの姿勢を打ち出しております。
- なお、当社グループでは、当社社長を委員長、グループ各社社長、当社常勤取締役、内部監査室長を参加メンバーとするリスク管理委員会を四半期毎に開催しております。リスク管理委員会では、リスク管理のグループ全社的推進及びリスク管理に必要な情報の共有化を目的として、リスクの継続的な状況把握、グループ全社での共有化、リスク管理に関するグループ全社的推進のための計画策定を実施しております。
- ．取締役の責任免除について
- 当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役（取締役であったもの

を含みます。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第426条第1項に定める要件に該当する場合には、同第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役(業務執行取締役であるものを除きます。)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第427条第1項の規定により、同項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同第427条第1項に定める「最低責任限度額」としております。

なお、責任限定契約は当社の社外取締役4名(監査等委員を含みます。)全員と締結しております。

#### ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### ・取締役の員数と任期

当社は、監査等委員でない取締役の員数を1名以上10名以内とし、監査等委員の員数を3名以上5名以内とする旨を定款で定めております。また、監査等委員でない取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めております。

#### ・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、監査等委員でない取締役と監査等委員を区別して株主総会において選任するものとし、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### ・剰余金の配当等

当社は、機動的な利益還元を可能とする資本政策を確保するため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定める旨を定款で定めております。

#### ・自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### ・特別決議要件の緩和

当社は会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2)【役員の状況】

## 役員一覧

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率 14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	林 晃生	1967年5月8日	1986年6月 株式会社日本不動産学院 入社 1993年5月 有限会社東陽ホーム 設立 同社 代表取締役社長 1995年8月 旧株式会社バーンリペア 設立 同社 代表取締役社長 2001年3月 有限会社ハウスケア 設立 同社 取締役 2006年7月 株式会社ニッケン 代表取締役社長 2008年7月 株式会社ケーエスエム(後の株式会社スベック、現株式会社キャンディルテクト) 代表取締役 2011年5月 株式会社バーングループ(後の旧株式会社バーンホールディングス) 代表取締役社長 株式会社BR(現株式会社バーンリペア) 代表取締役社長 2011年7月 株式会社TRAキャピタル(現株式会社TRA)設立 同社 代表取締役社長(現任) 2011年10月 株式会社バーンリペア(前株式会社BR) 取締役会長 株式会社ケーエスエム(後の株式会社スベック、現株式会社キャンディルテクト) 取締役 株式会社ハウスボックス(現株式会社キャンディルデザイン) 取締役 2012年12月 株式会社TRAフードサービス 設立 同社 取締役(現任) 2013年12月 株式会社バーンリペア 代表取締役会長 2015年3月 株式会社ア・フィック 取締役 2015年4月 株式会社バーンホールディングス(前株式会社BH、現当社) 代表取締役社長 2016年10月 当社 代表取締役会長 2016年12月 株式会社バーンリペア 取締役(現任) 2017年8月 当社 代表取締役会長兼社長 2017年9月 当社 代表取締役社長(現任) 株式会社キャンディルデザイン 取締役 2020年11月 株式会社キャンディルパートナーズ 設立 同社 取締役(現任) 2021年12月 株式会社キャンディルデザイン 取締役(現任)	(注6)	1,964,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (管理管掌)	藤原 泉	1963年9月13日	1986年12月 公文教育研究会 松本支局にて教室開設 (大手清水教室) 1989年9月 株式会社日本組織マネジメント研究所 入社 1996年1月 ヒラショー株式会社 入社 2004年12月 旧株式会社バーンリペア 入社 2011年10月 株式会社バーンリペア(前株式会社BR) 入社 同社 取締役(企画室 室長) 2014年3月 同社 取締役(経営管理本部 本部長) 2014年12月 旧株式会社バーンホールディングス 取締役 2015年4月 株式会社バーンホールディングス(前株式会社BH、現当社) 取締役(管理本部長) 2016年3月 株式会社ハウスボックス(現株式会社キャンディルデザイン) 取締役 2017年9月 株式会社バーンリペア 取締役(現任) 2017年10月 当社 取締役(管理部門担当) 2020年12月 当社 取締役(管理管掌)(現任) 株式会社キャンディルテクト 取締役(現任) 株式会社キャンディルデザイン 取締役(現任)	(注6)	53,800
取締役 (事業管掌)	肥後 宏治	1971年9月3日	1991年4月 株式会社日本総建 入社 1995年6月 ネットウェーブジャパン株式会社 入社 1997年10月 同社 常務取締役 1998年10月 ネットウェーブワークス&コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 1999年2月 長谷川興産株式会社(現HITOWAライフパートナー株式会社) 入社 2000年6月 同社 取締役(FC開発部長) 2001年4月 同社 取締役(FCリクルート本部長) 2003年4月 同社 常務取締役 2011年10月 同社 代表取締役社長 2020年6月 当社 入社 当社 執行役員事業統括担当 2020年11月 株式会社キャンディルパートナーズ 設立 同社 取締役(現任) 2020年12月 当社 取締役(事業管掌)(現任) 株式会社キャンディルテクト 取締役(現任)	(注6)	-
取締役	大浦 善光	1954年7月8日	1977年4月 野村證券株式会社 入社 2003年6月 同社 常務執行役 野村ホールディングス株式会社 執行役 2009年3月 株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社) 常務執行役員 2013年4月 同社 専務取締役 2014年8月 株式会社ウイズバリュー 代表取締役(現任) 2015年5月 株式会社アルバイトタイムス 社外取締役 2015年6月 株式会社MS-Japan 監査役 2016年1月 パーク24株式会社 社外取締役(現任) 2016年6月 株式会社MS-Japan 社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年9月 当社 社外取締役(現任)	(注6)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (常勤監査等委員)	古川 静彦	1951年11月27日	1975年4月 日本専売公社(現日本たばこ産業株式会社) 入社 2004年4月 同社 監査部 部長 2006年4月 旧株式会社バーンリペア 監査役 2008年9月 株式会社ケーエスエム(後の株式会社スベック、現株式会社キャンディルテクト) 監査役 2008年12月 株式会社ハウスボックス(現株式会社キャンディルデザイン) 監査役 2011年5月 株式会社B R(現株式会社バーンリペア) 監査役 2011年10月 株式会社バーンリペア(前株式会社B R) 監査役 旧株式会社バーンホールディングス 監査役 2015年4月 株式会社バーンホールディングス(現当社) 監査役 株式会社バーンリペア 監査役(現任) 2015年12月 レイオンコンサルティング株式会社 監査役 2016年3月 株式会社スベック(現株式会社キャンディルテクト) 監査役 株式会社ハウスボックス(現株式会社キャンディルデザイン) 監査役 株式会社ア・フィック 監査役 2018年3月 当社 社外監査役(常勤) 2020年11月 株式会社キャンディルパートナーズ 監査役(現任) 2021年12月 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注7)	7,600
取締役 (監査等委員)	津村 美昭	1974年2月4日	1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入社 2006年4月 株式会社みずほ銀行 事業調査部 出向 2008年10月 大和証券株式会社 事業法人部 出向 2016年7月 株式会社イッカツ 監査役 2016年9月 監査法人フィールズ 代表社員(現任) 税理士法人フィールズ 代表社員(現任) 2016年12月 当社 社外監査役 2021年12月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注7)	-
取締役 (監査等委員)	飛松 純一	1972年8月15日	1998年4月 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所) 弁護士 2009年3月 株式会社アマナホールディングス(現株式会社アマナ) 社外監査役 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授 2016年3月 AWPジャパン株式会社 社外監査役 2016年7月 飛松法律事務所(現外苑法律事務所) 弁護士(現任) 2017年6月 株式会社エーアイ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年9月 当社 社外監査役 2018年6月 MS & AD インシュアランス グループホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2018年8月 エネクス・インフラ投資法人 監督役員(現任) 2021年3月 株式会社アマナ 社外取締役(現任) 2021年12月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注7)	-
計					2,026,200

- (注) 1. 2021年12月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
2. 大浦 善光、古川 静彦、津村 美昭及び飛松 純一は、社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。  
委員長 古川 静彦、委員 津村 美昭、委員 飛松 純一
4. 2011年10月1日に株式会社バーンリペアと株式会社B Rが合併し、同日に存在会社の株式会社B Rが商号を「株式会社バーンリペア」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンリペアについては「旧株式会社バーンリペア」と表記しております。
5. 2015年4月1日に株式会社バーンホールディングスと株式会社B Hが合併し、同日に存続会社の株式会社B Hが商号を「株式会社バーンホールディングス」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンホールディングスについては「旧株式会社バーンホールディングス」と記載しております。



6. 監査等委員でない取締役の任期は、2021年12月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 監査等委員の任期は、2021年12月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
8. 当社では、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合等に備え、会社法第329条第3項ならびに当社定款第21条第2項の定めに基づき、補欠監査等委員2名を選任しております。  
補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
大町 美奈子	1969年6月28日	1992年4月	山一証券株式会社 入社	(注)	-
		1995年10月	中央監査法人 入所		
		2007年8月	新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所		
		2015年7月	林会計事務所 入所(現任)		
		2017年11月	大町美奈子公認会計士事務所設立 代表(現任)		
松下 文夫	1959年12月16日	1983年4月	国際証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券会社) 入社	(注)	2,600
		2011年8月	株式会社アビスト 入社 広報室長		
		2015年4月	七洋株式会社 常勤監査役		
		2015年10月	株式会社パーンホールディングス(現当社) 入社		
		2016年1月	当社 人事総務部長		
		2017年10月	当社 総務部長		
		2019年10月	当社 執行役員総務部長(現任)		

(注) 補欠監査等委員の任期は、就任した時から退任した監査等委員の任期の満了の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であり、取締役会の機能強化を目的に、取締役会に出席し、経営に対して公正・中立な立場から提言を行っております。

社外取締役である大浦善光氏は株式会社ウィズバリュー代表取締役、パーク24株式会社社外取締役、株式会社MS-Japan社外取締役(監査等委員)を兼務しております。複数の多様な企業の経営に携われ、建築業界以外の業界に深い知識と企業活動に豊富な見識を有していることから社外取締役に選任しております。

社外取締役(常勤監査等委員)である古川静彦氏は、上場企業の実務経験、内部監査及び業務監査などの監査経験と幅広い見識を有していることから社外取締役(常勤監査等委員)に選任しております。なお、同氏は当社の株式を7,600株保有しております。

社外取締役(監査等委員)である津村美昭氏は、監査法人フィールズ代表社員、税理士法人フィールズ代表社員を兼任しております。公認会計士の資格を有し、これまでの企業会計等ならびに企業監査における豊富な知識と幅広い経験を有していることから社外取締役(監査等委員)に選任しております。

社外取締役(監査等委員)である飛松純一氏は外苑法律事務所弁護士、株式会社エーアイ社外取締役(監査等委員)、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の社外取締役、エネクス・インフラ投資法人の監督役員、株式会社アマナの社外取締役を兼務しております。弁護士の資格を有し、これまでの企業法務等ならびに企業監査における豊富な知識と幅広い経験を有していることから社外取締役(監査等委員)に選任しております。

なお、当社は、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考に、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないこと、企業価値の向上に貢献できる高度の専門性を有し、適切な助言と提案ができることなどを社外取締役及び社外取締役（監査等委員）を選任するための判断基準としており、社外取締役大浦善光氏、社外取締役（監査等委員）古川静彦氏、津村美昭氏及び飛松純一氏の4名を、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会及び監査等委員会等における意見交換を通じて、監査等委員会監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また内部統制システムの構築及び運用状況等について、監督又は監査を行う体制としております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会監査は、常勤の監査等委員1名（うち社外取締役1名）及び非常勤の監査等委員2名（うち社外取締役2名）の合計3名で実施することとしております。常勤監査等委員を中心として、グループ全社の業務監査・会計監査を実施するとともに、取締役会に出席し、意見陳述を行い、取締役の職務執行の適法性、妥当性に関する監査・監督を実施することとしております。

当事業年度におきましては、監査等委員会設置会社への移行前のため、監査役会を合計13回開催しております。個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
古川 静彦	13回	13回
津村 美昭	13回	13回
飛松 純一	13回	13回

監査等委員会における主な検討事項としては、グループガバナンスの運用状況やコーポレートガバナンス・コードへの対応状況、内部統制システムの整備・運用状況、コンプライアンス及びリスク管理状況、連結決算、四半期決算への処理状況であります。

また、常勤監査等委員の活動として、定時取締役会及び臨時取締役会への出席、子会社4社で開催される定時取締役会及び臨時取締役会、ならびに当社及び子会社4社の経営会議、その他当グループの重要な会議体への出席、議事録・関連資料の事前閲覧（事前監査）、関係者へのヒアリングを実施しております。

## 内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の組織として専任者3名が内部監査の職務にあっており、当社及びグループ子会社の業務監査を実施し、内部監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。

また、監査等委員会、内部監査室、会計監査人は、各々の監査の実効性を高めるべく定期的に打ち合わせを行い、情報連携を実施することとしております。

## 会計監査の状況

## ・監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## ・継続監査期間

6年間

## ・業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 : 新居 伸浩

指定有限責任社員 業務執行社員 : 野水 善之

## ・監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他14名であります。

## ・監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、監査法人の品質管理、監査チームの独立性・専門性、監査の実施体制、経営者等とのコミュニケーション、監査報酬の水準・内容等に基づいて、再任の要否を検討することとしております。

監査等委員会設置会社移行前においては、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会における協議を経て会計監査人を解任し、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告しております。また、会計監査人から職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、評価を行い、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認め、EY新日本有限責任監査法人を再任することが適当であると判断いたしました。

## ・監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査等委員会設置会社移行前においては、監査役会は、監査法人の品質管理、独立性・専門性、監査の実施体

制、監査役・経営者等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等を評価項目とし、監査法人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

・ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	25,000	2,000	30,000	6,790
連結子会社	-	-	-	-
計	25,000	2,000	30,000	6,790

当社における非監査業務の内容は、IFRSに関する影響度調査の支援業務であります。

・ その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

・ 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上、監査役の同意を得て決定しております。

・ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会設置会社移行前においては、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月10日付取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、2021年11月25日付取締役会において、その方針を改定しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりであります。

##### ・基本方針

当社の取締役（監査等委員を除きます。以下 から においても同様とします。）の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成するものとします。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて世間の水準、当社の従業員の給与等の水準、経営状況及び各々の貢献度合いをも考慮しながら総合的に勘案したうえで決定するものとします。

・非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての目的を踏まえ、相当と考えられる金額として、年額4千万円以内とします。各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定するものとします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内とします。対象取締役に付与する譲渡制限付株式の数は、役位、職責、在任年数及び株価等を勘案して決定することとし、付与の時期については、取締役の構成、インセンティブとしての目的及び経営状況等を総合的に勘案し、必要に応じて取締役会において決定するものとします。

・金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬について、客観性及び透明性を確保するため、取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において、各事業年度の連結業績、会社の財政状況及び成長性ならびに企業価値の持続的向上を図るインセンティブとしての機能等を総合的に勘案し、報酬割合の妥当性について評価、検討を行うものとします。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人報酬等の内容を決定することとします。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会が、各取締役の基本報酬の額の妥当性について、評価、検討を行ったうえで、取締役会が答申結果を尊重し、審議のうえ、決定することとします。また、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申結果を踏まえ、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決議することとします。

なお、監査等委員でない取締役と監査等委員の報酬額は、株主総会において承認された各々の報酬限度額内で算定しています。報酬限度額は、2021年12月24日開催の第8回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の金銭報酬額は年額1億5千万円以内（うち社外取締役分は3千万円以内）、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬は年額4千万円以内、監査等委員の金銭報酬額は年額4千万円以内と決議しております。

役員の員数については、定款で、監査等委員でない取締役は1名以上10名以内、監査等委員は3名以上5名以内と定めており、本書提出日現在の人数は監査等委員でない取締役が4名（うち社外取締役1名）、監査等委員が3名（うち社外取締役3名）であります。

( 当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容 )

監査等委員会設置会社移行前においては、報酬限度額は、2015年3月13日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬額は年額1億5千万円以内、監査役の金銭報酬額は年額2千万円以内と決議しております。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、当事業年度中、2020年9月16日、11月13日、12月9日の3回開催し、取締役の指名及び報酬額について審議いたしました。取締役の報酬額は、指名・報酬委員会の答申を受け、上記報酬限度額の範囲内において、2020年12月24日開催の臨時取締役会において決定しております。

監査等委員会設置会社移行前においては、監査役の報酬額は、上記報酬限度額の範囲内において、監査役会で決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

以下に記載する役員の報酬等は、当事業年度における報酬等の額であります。なお、当社は、2021年12月24日開催の第8回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、本有価証券報告書提出日現在において監査役を選任しておりません。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	65,100	65,100	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	8,400	8,400	-	-	-	2
社外監査役	11,400	11,400	-	-	-	3

(注) 上記のほかに取締役3名については、当社子会社から報酬等の総額として34,410千円を支払っております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が「純投資目的である投資株式」と「純投資目的以外の目的である投資株式」の区分について、売買や株式の価値の変動によって利益を受けることを目的とするものを「純投資目的である投資株式」と考え、安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的とするものを「純投資目的以外の目的である投資株式」と考えております。なお、「純投資目的である投資株式」は現在保有していません。

当社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりであります。

・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社及び連結子会社は、政策保有目的での株式保有は必要最小限にとどめることを原則とする一方、当社はこれまで取引を通じてお客様との強固な信頼関係を構築しており、そうした取引関係等の事情も考慮しながら政策保有の経済合理性を検証し、取締役会において保有の意義が十分ないと判断した場合には、適時売却することを基本方針としております。

この保有方針に則り、当社は取締役会にて、当該株式の発行体の財務状況や当社グループとの取引高、保有目的及び効果が保有コストやリスクに見合うものであるか等を精査のうえ、当該株式の総合的な検証を每期継続して実施しております。

また、当該株式に関する議決権の行使時については、原則的には発行会社の経営方針や戦略を尊重したうえで、最終的には株主価値の向上に資するものかどうかの観点から個別に議案を精査して賛否の判断を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	42,007
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

・保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、上記「当社における株式の保有状況」に記載のとおりであります。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報の収集を行っております。また、監査法人等が主催するセミナーや研修への参加や会計基準等の専門書の定期購読を行っております。



## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,455,435	2,600,363
受取手形及び売掛金	<sup>2</sup> 1,583,391	<sup>2</sup> 1,455,820
商品及び製品	77,382	95,526
原材料及び貯蔵品	43,225	40,872
その他	153,271	246,315
貸倒引当金	3,539	4,781
流動資産合計	5,309,165	4,434,116
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	68,737	68,834
機械装置及び運搬具	14,366	14,366
工具、器具及び備品	73,681	78,219
リース資産	7,467	7,467
減価償却累計額	93,764	106,431
有形固定資産合計	70,487	62,455
無形固定資産		
のれん	2,691,132	2,498,908
ソフトウェア	103,842	146,627
その他	2,120	2,070
無形固定資産合計	2,797,095	2,647,606
投資その他の資産		
投資有価証券	42,007	42,007
敷金及び保証金	73,727	68,584
繰延税金資産	104,629	98,533
その他	10,353	18,928
貸倒引当金	4,876	5,640
投資その他の資産合計	225,841	222,413
固定資産合計	3,093,424	2,932,475
資産合計	8,402,589	7,366,592

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	273,177	339,633
短期借入金	<sup>1</sup> 100,000	<sup>1</sup> 200,000
1年内返済予定の長期借入金	762,496	749,996
リース債務	791	736
未払法人税等	112,954	22,446
未払消費税等	192,294	47,045
賞与引当金	180,057	130,725
未払費用	546,393	532,731
その他	226,319	214,761
流動負債合計	2,394,483	2,238,075
固定負債		
長期借入金	2,609,172	1,859,176
リース債務	2,681	1,945
その他	-	6,500
固定負債合計	2,611,853	1,867,621
負債合計	5,006,337	4,105,696
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	558,637	559,537
資本剰余金	2,278,737	2,279,637
利益剰余金	558,878	421,721
株主資本合計	3,396,252	3,260,895
純資産合計	3,396,252	3,260,895
負債純資産合計	8,402,589	7,366,592

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	12,264,654	11,220,318
売上原価	1 7,820,539	1 7,146,512
売上総利益	4,444,115	4,073,805
販売費及び一般管理費		
役員報酬	147,369	146,470
給料手当及び賞与	1,747,547	1,799,627
賞与引当金繰入額	180,057	130,725
地代家賃	331,004	313,277
のれん償却額	192,223	192,223
その他	1,423,933	1,428,153
販売費及び一般管理費合計	4,022,134	4,010,476
営業利益	421,981	63,328
営業外収益		
受取利息	79	80
受取配当金	94	-
助成金収入	53,395	4,337
受取保険金	9,251	5,501
その他	1,803	1,157
営業外収益合計	64,624	11,077
営業外費用		
支払利息	18,758	20,810
市場変更費用	27,655	-
障害者雇用納付金	1,740	5,460
その他	8,676	11,484
営業外費用合計	56,829	37,755
経常利益	429,775	36,650
税金等調整前当期純利益	429,775	36,650
法人税、住民税及び事業税	241,315	123,943
法人税等還付税額	-	20,565
法人税等調整額	3,243	6,095
法人税等合計	238,072	109,474
当期純利益又は当期純損失( )	191,702	72,823
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	191,702	72,823

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
当期純利益又は当期純損失( )	191,702	72,823
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	576	-
その他の包括利益合計	1 576	-
包括利益	191,126	72,823
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	191,126	72,823
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	497,042	2,217,142	429,220	3,143,405
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	61,594	61,594		123,189
剰余金の配当			62,044	62,044
親会社株主に帰属する当期純利益			191,702	191,702
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	61,594	61,594	129,657	252,847
当期末残高	558,637	2,278,737	558,878	3,396,252

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	576	576	10,087	3,154,069
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				123,189
剰余金の配当				62,044
親会社株主に帰属する当期純利益				191,702
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	576	576	10,087	10,664
当期変動額合計	576	576	10,087	242,183
当期末残高	-	-	-	3,396,252

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	558,637	2,278,737	558,878	3,396,252
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	900	900		1,800
剰余金の配当			64,333	64,333
親会社株主に帰属する当期純利益			72,823	72,823
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	900	900	137,156	135,356
当期末残高	559,537	2,279,637	421,721	3,260,895

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	-	-	-	3,396,252
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				1,800
剰余金の配当				64,333
親会社株主に帰属する当期純利益				72,823
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	135,356
当期末残高	-	-	-	3,260,895

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	429,775	36,650
減価償却費	42,754	56,373
のれん償却額	192,223	192,223
貸倒引当金の増減額(は減少)	816	2,006
賞与引当金の増減額(は減少)	16,473	49,332
受取利息及び受取配当金	173	80
支払利息	18,758	20,810
売上債権の増減額(は増加)	209,641	127,570
たな卸資産の増減額(は増加)	3,444	65,820
仕入債務の増減額(は減少)	41,384	66,455
未払消費税等の増減額(は減少)	49,414	145,248
その他	106,717	16,492
小計	808,136	225,115
利息及び配当金の受取額	173	80
利息の支払額	19,569	21,027
法人税等の還付額	0	2,943
法人税等の支払額	339,067	242,630
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>449,672</b>	<b>35,518</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	24,301	8,732
有形固定資産の売却による収入	10	-
無形固定資産の取得による支出	40,231	85,632
投資有価証券の取得による支出	42,027	-
その他	432	631
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>106,117</b>	<b>93,732</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	300,000	100,000
長期借入れによる収入	3,000,000	-
長期借入金の返済による支出	1,228,332	762,496
リース債務の返済による支出	1,066	791
新株予約権の行使による株式の発行による収入	113,102	1,800
配当金の支払額	62,044	64,333
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,521,659</b>	<b>725,820</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,865,214	855,071
現金及び現金同等物の期首残高	1,590,221	3,455,435
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,455,435	1 2,600,363

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

株式会社バーンリペア、株式会社キャンディルテクト、株式会社キャンディルデザイン、株式会社キャンディルパートナーズ

株式会社キャンディルパートナーズは新たに設立したため、当連結会計年度より、連結子会社としております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 商品及び製品

移動平均法

b 原材料及び貯蔵品

主として先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～25年

機械装置及び運搬具 6～15年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年間)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準



貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担するべき額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却をしております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 2,498,908千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

のれんを含む資産グループは、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判断することとし、判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識することとしております。なお、当連結会計年度においては、のれんを含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが当該のれんの残存償却期間において、のれんを含む資産グループの帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各社における過去実績の分析や外部環境予測等による売上高成長率を踏まえて作成した事業予算を基礎としております。新型コロナウイルス感染症による影響については、前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)において「当第2四半期以降は徐々に収束に向かう」と想定しておりましたが、その後の新型コロナウイルス感染拡大により一部の事業においては影響が継続しているため、感染拡大以前の水準まで業績が回復するには2022年9月にかけて徐々に収束し回復に向かう想定として、現状で入手可能なデータに基づき算出しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損損失が必要とされた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、当連結財務諸表の作成時において軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取り組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、当連結財務諸表

の作成時において軽微であります

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「障害者雇用納付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた10,416千円は、「障害者雇用納付金」1,740千円、「その他」8,676千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
当座貸越限度額 及び貸出コミットメントの総額	850,000千円	1,050,000千円
借入実行残高	100,000 "	200,000 "
差引額	750,000千円	850,000千円

なお、本契約には、連結貸借対照表の純資産の部の金額や連結損益計算書の経常利益より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されています。

- 2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
受取手形裏書譲渡額	3,199千円	1,965千円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
	6,584千円	900千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	548	-
組替調整額	332	-
税効果調整前	881	-
税効果額	304	-
その他有価証券評価差額金	576	-
その他の包括利益合計	576	-

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,327,800	392,400	-	10,720,200

(変動事由の概要)

第1回、第2回及び第3回新株予約権の権利行使による増加392,400株であります。

(注)新株予約権の権利行使による増加には、株式分割による影響を考慮しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-

4 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年12月4日臨時取締役会	普通株式	30,983	3.00	2019年9月30日	2019年12月23日
2020年5月15日取締役会	普通株式	31,061	3.00	2020年3月31日	2020年6月15日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月9日臨時取締役会	普通株式	利益剰余金	32,160	3.00	2020年9月30日	2020年12月25日

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,720,200	4,000	-	10,724,200

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の権利行使による増加4,000株であります。

(注)新株予約権の権利行使による増加には、株式分割による影響を考慮しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。



## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月9日臨時取締役会	普通株式	32,160	3.00	2020年9月30日	2020年12月25日
2021年5月13日取締役会	普通株式	32,172	3.00	2021年3月31日	2021年6月14日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月25日臨時取締役会	普通株式	利益剰余金	32,172	3.00	2021年9月30日	2021年12月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	3,455,435千円	2,600,363千円
預入期間が3か月を超える定期預金	- "	- "
現金及び現金同等物	3,455,435千円	2,600,363千円

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、社有車(リース資産)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に建設関連サービスに係る事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、時価のないものについては発行会社の純資産変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,455,435	3,455,435	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金( 1)	1,583,391 3,539		
	1,579,851	1,579,851	-
資産計	5,035,286	5,035,286	-
(1) 買掛金	273,177	273,177	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 長期借入金( 2)	3,371,668	3,371,668	-
負債計	3,744,845	3,744,845	-

( 1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

( 2) 長期借入金には一年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,600,363	2,600,363	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金( 1)	1,455,820 4,781		
	1,451,039	1,451,039	-
資産計	4,051,403	4,051,403	-
(1) 買掛金	339,633	339,633	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 長期借入金( 2)	2,609,172	2,609,172	-
負債計	3,148,805	3,148,805	-

( 1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

( 2) 長期借入金には一年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年9月30日	2021年9月30日
非上場株式	42,007	42,007

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,455,435	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,583,391	-	-	-
合計	5,038,826	-	-	-

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,600,363	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,455,820	-	-	-
合計	4,056,184	-	-	-

(注4) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	762,496	749,996	699,996	649,996	509,184	-
合計	862,496	749,996	699,996	649,996	509,184	-

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	749,996	699,996	649,996	509,184	-	-
合計	949,996	699,996	649,996	509,184	-	-

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2020年9月30日)

非上場株式等(連結貸借対照表計上額42,007千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2021年9月30日)

非上場株式等(連結貸借対照表計上額42,007千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(2020年9月30日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	2,203	436	103
合計	2,203	436	103

売却の理由：保有していたその他有価証券の企業の協力会持株会を退会したことによる売却処理。

当連結会計年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(2020年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第3回新株予約権 (無償ストック・オプション)	
決議年月日	2017年9月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 16名 当社関係会社取締役 2名 当社関係会社従業員 64名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 250,000株
付与日	2017年9月26日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2019年9月27日 至2027年9月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年3月14日付株式分割(1株につき100株)、2019年9月1日付株式分割(1株につき2株)後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社又は当社関係会社の取締役若しくは従業員の地位になければならない。但し、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の行使は以下のいずれかに規定する事由が発生した場合において、イについては当該事由が発生した日以降で取締役会が定める日以降、ロ乃至ニについては当該事由が発生した日から1か月以内において取締役会が定める日においてのみ、行使できるものとする。

イ 当社の普通株式が東京証券取引所その他国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されることが決定した場合

ロ 当社株主により、当社の発行済普通株式の過半数に相当する株式の譲渡承認請求が行われ、当該承認の決議が取締役会において承認された場合

ハ 当社を当事会社とする以下の組織再編に関する議案が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)において承認された場合

a. 合併契約

b. 新設分割計画又は吸収分割契約

c. 株式移転計画又は株式交換契約

ニ その他上記イ乃至ハに類する事由として取締役会の決議により認められた場合

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

(4) 新株予約権の一部を行使することはできない

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回ストック・オプション
決議年月日	2017年9月26日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	206,000
権利確定	-
権利行使	4,000
失効	10,000
未行使残	192,000

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年3月14日付株式分割(1株につき100株)と2019年9月1日付株式分割(1株につき2株)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	450
行使時平均株価 (円)	577
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年3月14日付株式分割(1株につき100株)と2019年9月1日付株式分割(1株につき2株)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF方式(ディスカунテッド・キャッシュフロー方式)及び類似公開会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	22,848千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	460千円



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	61,322千円	44,622千円
繰越欠損金	19,322	48,948
減価償却費	2,428	823
未払事業税	10,819	2,778
資産除去債務	10,204	10,848
その他	27,767	29,268
繰延税金資産小計	131,864	137,291
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)	19,322	30,352
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	7,911	7,125
評価性引当額小計	27,234	37,478
繰延税金資産合計	104,629	99,813
繰延税金負債		
その他	0	1,280
繰延税金負債合計	0	1,280
繰延税金資産純額	104,629	98,533

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	19,322	19,322千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	19,322	19,322 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	536	10,285	-	38,127	48,948千円
評価性引当額	-	-	271	10,285	-	19,795	30,352 "
繰延税金資産	-	-	264	-	-	18,331	18,596 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4%	34.3%
のれん償却費	13.7%	160.6%
住民税均等割等	4.3%	47.3%
評価性引当金の増減	0.4%	24.8%
その他	3.0%	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.4%	298.7%

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、建築サービス関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	リペアサービス	住環境向け建築サービス	商環境向け建築サービス	商材販売	合計
外部顧客への売上高	4,662,540	3,072,111	3,771,552	758,451	12,264,654

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	リペアサービス	住環境向け建築サービス	商環境向け建築サービス	商材販売	抗ウイルス抗菌サービス	合計
外部顧客への売上高	4,146,025	2,991,232	3,180,359	662,145	240,555	11,220,318

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、建築サービス関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、建築サービス関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、建築サービス関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員	林 晃生	(被所有) 直接18.33%	当社取締役	ストックオプションの行使	102,102	-	-

(注) 2017年5月29日臨時株主総会決議及び2017年9月26日臨時株主総会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	316.81円	304.07円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )	18.50円	6.79円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	18.05円	- 円

- (注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後の1株当たり当期純利益については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	191,702	72,823
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	191,702	72,823
普通株式の期中平均株式数(株)	10,364,737	10,723,098
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	258,153	-
(うち新株予約権(株))	(258,153)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	3,396,252	3,260,895
純資産の部の合計から控除する金額(千円)	-	-
(うち新株予約権)(千円)	(-)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,396,252	3,260,895
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,720,200	10,724,200

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2021年11月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、下記のとおり実行しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した資本政策の機動性、柔軟性を確保するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得した株式の種類

当社普通株式

(2)取得した株式の総数

1,570,000株 (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 14.6%)

(3)取得価格の総額

794,420,000円

(4)取得日

2021年11月25日

(5)取得方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

(資本準備金の額の減少)

当社は、2021年11月24日開催の取締役会において、2021年12月24日開催予定の第8回定時株主総会に、資本準備金の減少について付議することを決議しました。

1. 資本準備金減少の目的

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を取崩し、その他資本剰余金に振り替えることにより、分配可能額の充実を図るとともに今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本準備金の額

資本準備金 1,369,537千円のうち500,000千円

(2)増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 500,000千円

3. 資本準備金の額の減少の日程

(1)取締役会決議日	2021年11月24日
(2)定時株主総会決議日	2021年12月24日
(3)債権者異議申述公告日	2021年12月27日(予定)
(4)債権者異議申述最終期日	2022年1月27日(予定)
(5)効力発生日	2022年1月28日(予定)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	200,000	0.7	-
1年以内に返済予定の長期借入金	762,496	749,996	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	791	736	4.0	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,609,172	1,859,176	0.6	2022年10月1日～ 2025年8月29日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	2,681	1,945	1.7	2022年10月1日～ 2025年4月30日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,475,140	2,811,853	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	699,996	649,996	509,184	-
リース債務	745	754	444	-

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,890,910	5,926,894	8,570,770	11,220,318
税金等調整前四半期(当期)純利益 (千円)	24,660	161,216	84,270	36,650
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失( ) (千円)	8,646	61,772	59,195	72,823
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失( ) (円)	0.81	5.76	5.52	6.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失( ) (円)	0.81	6.57	11.28	1.27

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,422,056	1,796,001
営業未収入金	1 116,820	1 85,613
前払費用	17,617	16,835
短期貸付金	1 180,033	1 210,254
その他	1 14,889	1 25,374
流動資産合計	2,751,416	2,134,078
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,777	18,637
車両運搬具	7,535	5,025
工具、器具及び備品	8,754	7,093
有形固定資産合計	35,067	30,757
無形固定資産		
ソフトウェア	38,062	26,521
のれん	2,344,541	2,177,074
その他	300	250
無形固定資産合計	2,382,904	2,203,845
投資その他の資産		
投資有価証券	42,007	42,007
関係会社株式	1,450,430	1,550,430
繰延税金資産	15,207	10,744
敷金及び保証金	17,707	17,707
その他	141	87
投資その他の資産合計	1,525,495	1,620,978
固定資産合計	3,943,466	3,855,580
資産合計	6,694,883	5,989,659



(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	2 100,000	2 200,000
1年内返済予定の長期借入金	762,496	749,996
未払金	1 17,277	1 13,496
未払費用	1 67,897	1 63,095
未払法人税等	22,611	10,430
未払消費税等	24,590	593
賞与引当金	24,261	15,001
その他	3,321	3,554
流動負債合計	1,022,455	1,056,166
固定負債		
長期借入金	2,609,172	1,859,176
固定負債合計	2,609,172	1,859,176
負債合計	3,631,627	2,915,342
純資産の部		
株主資本		
資本金	558,637	559,537
資本剰余金		
資本準備金	1,368,637	1,369,537
その他資本剰余金	910,100	910,100
資本剰余金合計	2,278,737	2,279,637
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	225,881	235,142
利益剰余金合計	225,881	235,142
株主資本合計	3,063,255	3,074,316
純資産合計	3,063,255	3,074,316
負債純資産合計	6,694,883	5,989,659

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
営業収益	1	1,247,290	1	1,131,180
営業費用	1、2	982,936	1、2	983,928
営業利益		264,353		147,251
営業外収益				
受取利息	1	2,259	1	3,236
助成金収入		6,494		1,000
その他		266		379
営業外収益合計		9,020		4,616
営業外費用				
支払利息		18,734		20,771
市場変更費用		27,655		-
その他		3,821		1,089
営業外費用合計		50,211		21,861
経常利益		223,162		130,006
税引前当期純利益		223,162		130,006
法人税、住民税及び事業税		88,016		51,949
法人税等調整額		2,836		4,462
法人税等合計		90,852		56,412
当期純利益		132,309		73,594

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	497,042	1,307,042	910,100	2,217,142
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	61,594	61,594		61,594
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	61,594	61,594	-	61,594
当期末残高	558,637	1,368,637	910,100	2,278,737

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	155,616	155,616	2,869,801	10,087	2,879,889
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)			123,189		123,189
剰余金の配当	62,044	62,044	62,044		62,044
当期純利益	132,309	132,309	132,309		132,309
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				10,087	10,087
当期変動額合計	70,264	70,264	193,454	10,087	183,366
当期末残高	225,881	225,881	3,063,255	-	3,063,255

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	558,637	1,368,637	910,100	2,278,737
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	900	900		900
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	900	900	-	900
当期末残高	559,537	1,369,537	910,100	2,279,637

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	225,881	225,881	3,063,255	-	3,063,255
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)			1,800		1,800
剰余金の配当	64,333	64,333	64,333		64,333
当期純利益	73,594	73,594	73,594		73,594
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-	-
当期変動額合計	9,261	9,261	11,061	-	11,061
当期末残高	235,142	235,142	3,074,316	-	3,074,316

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	9～17年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

のれん

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却をしております。

ソフトウェア

自社利用のものは社内における見積利用期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

のれん 2,177,074千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

のれんを含む資産グループは、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判断することとし、判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識することとしております。なお、当事業年度においては、のれんを含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが当該のれんの残存償却期間において、のれんを含む資産グループの帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各社における過去実績の分析や外部環境予測等による売上高成長率を踏まえて作成した事業予算を基礎としております。新型コロナウイルス感染症による影響については、前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)において「当第2四半期以降は徐々に収束に向かう」と想定しておりましたが、その後の新型コロナウイルス感染拡大により一部の事業においては影響が継続しているため、感染拡大以前の水準まで業績が回復するには2022年9月にかけて徐々に収束し回復に向かう想定として、現状で入手可能なデータに基づき算出しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損損失が必要とされた場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第111項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記されたものを除く)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
子会社に対する短期貸付金	180,000千円	210,000千円
貸付金以外の短期金銭債権	126,703 "	95,239 "
子会社に対する未払金	387 "	78 "
子会社に対する未払費用	5,918 "	2,397 "

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
当座貸越限度額 及び貸出コミットメントの総額	850,000千円	1,050,000千円
借入実行残高	100,000 "	200,000 "
差引額	750,000 "	850,000 "

なお、本契約には、連結貸借対照表の純資産の部の金額や連結損益計算書の経常利益より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されています。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,247,290 千円	1,131,180 千円
その他	102,442 "	85,288 "
営業取引以外の取引高		
受取利息	2,241 千円	3,208 千円

2 営業費用のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	69,322 千円	84,900 千円
給与手当及び賞与	309,294 "	285,204 "
賞与引当金繰入額	24,261 "	15,001 "
減価償却費	22,415 "	19,898 "
のれん償却費	167,467 "	167,467 "

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
子会社株式	1,450,430	1,550,430
計	1,450,430	1,550,430



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	7,428千円	4,593千円
資産除去債務	2,001	2,001
未払事業税	3,849	2,525
未払事業所税	504	482
組織再編に伴う関係会社株式	33,768	33,768
その他	1,423	1,142
繰延税金資産小計	48,976	44,513
評価性引当額	33,768	33,768
繰延税金資産合計	15,207	10,744
繰延税金資産純額	15,207	10,744

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3%	8.9%
住民税均等割等	1.0%	1.7%
のれん償却額	22.9%	39.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	19.2%	37.6%
その他	0.0%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.7%	43.3%

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資本準備金の額の減少)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	18,777	1,623	-	1,763	18,637	7,401
	車両運搬具	7,535	-	-	2,509	5,025	8,074
	工具、器具及び備品	8,754	2,450	77	4,034	7,093	17,703
	有形固定資産計	35,067	4,074	77	8,307	30,757	33,180
無形固定資産	ソフトウェア	38,062	-	-	11,541	26,521	-
	のれん	2,344,541	-	-	167,467	2,177,074	-
	その他	300	-	-	50	250	-
	無形固定資産計	2,382,904	-	-	179,058	2,203,845	-

1. 建物の増加は、エントランス工事によるものであります。
2. 工具器具備品の増加は、事務所セキュリティシステム等の取得によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	24,261	15,001	24,261	15,001

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで	
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内	
基準日	毎事業年度末日	
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日	
1単元の株式数	100株	
単元未満株式の買取り(注)1		
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社	
取次所	-	
買取手数料	無料	
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL <a href="https://www.candear.co.jp/">https://www.candear.co.jp/</a>	
株主に対する特典	(1)毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された、当社株式2単元(200株)以上を保有する株主を対象といたします。	
	(2)株主優待の内容 上記の対象株主一人につき、保有株式に応じて、以下の金額のQUOカードを贈呈いたします。	
	保有株式数	株主優待
	200株以上、2,000株未満	3,000円分のQUOカード
	2,000株以上、6,000株未満	4,000円分のQUOカード
6,000株以上	5,000円分のQUOカード	
(3)贈呈時期 毎年12月開催の定時株主総会終了後に送付する決議通知に同封することを予定しております。		

(注)1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3)株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを、株式取扱規程に定めるところにより当会社に請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第7期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)2020年12月24日 関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年12月24日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第8期第1四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月10日 関東財務局長に提出。

第8期第2四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)2021年5月13日 関東財務局長に提出。

第8期第3四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)2021年8月13日 関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年12月25日関東財務局長に提出。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2021年11月1日 至 2021年11月30日)2021年12月13日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年12月24日

株式会社キャンディル  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 水 善 之

#### <財務諸表監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンディルの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンディル及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年11月24日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議し、2021年11月25日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

##### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、2021年9月30日現在、連結貸借対照表上、のれんを2,498,908千円計上している。</p> <p>会社及び連結子会社は、建築関連サービス事業を主たる事業とし、建築業界内の人手不足を解消し、現場の生産性向上に寄与するサービスを手掛ける企業同士が集まり発展してきた企業集団であり、過去のM&amp;A及びグループ再編の結果、多額ののれんを計上している。</p> <p>会社は、買収等により発生したのれんをその対象会社の超過収益力として認識しており、取得時に見込んだ将来計画の達成状況を確認することにより超過収益力の毀損の有無を判定している。会社は、取得時に見込んだ事業計画に比べ未達となっていることから、上記のれん残高について減損の兆候が生じていると判断している。</p> <p>減損の兆候があり、のれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、のれんを含む帳簿価額について減損損失の認識を行っている。会社は、当連結会計年度末時点で見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、のれんの減損損失の計上は不要と判断している。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来計画における売上高成長率である。</p> <p>当該見積りにおける主要な仮定は不確実性を伴い経営者の判断も介在するものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社が作成した減損検討資料を入手し、営業活動から生じる損益及び対象資産の帳簿価額について、会計帳簿との整合性を検討した。</li> <li>・ 経営者によるのれんの減損の兆候の把握において、将来計画と実績との乖離状況及び外部の経営環境の変化を適切に考慮しているかどうかを検討した。</li> <li>・ 回収可能価額を著しく低下させる変化や経営環境の著しい悪化の有無を把握するため、経営者等への質問や議論を実施するとともに、各会議体議事録及び関連資料等を閲覧した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローについて、その基礎となる取締役会で承認された次年度の予算との整合性を検討した。また、過年度における予算と実績との比較分析を実施し、経営者の見積りプロセスの有効性を評価した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローに含まれる主要な仮定については、市場環境を経営者等と協議するとともに、外部の情報との整合性を確かめるため、外部機関が公表する市場分析レポートを閲覧した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローの変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。</li> </ul>

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸

表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キャンディルの2021年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社キャンディルが2021年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月24日

株式会社キャンディル  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 水 善 之

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンディルの2020年10月1日から2021年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンディルの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年11月24日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議し、2021年11月25日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### のれんの評価

会社は、当事業年度の財務諸表上、のれんを2,177,074千円計上している。関連する開示は、財務諸表の注記（重要な会計方針）及び（重要な会計上の見積り）に含まれている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項を決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（のれんの評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。